

高梨哲四郎君校閱
殿木三郎註釋

大日本帝國憲法

附○皇室典範○議院法○衆議院議
撰舉法○會計法○貴族院令

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖ノ靈ヲ敬ミ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ
降臨ヲ承繼シ舊勳ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ
隨ヒ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内外以テ子
孫ニ傳ヘテ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘ
シ妙ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇文

文



皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス
而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ
憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ
神靈此レヲ鑑ミタマヘ

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大
典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝
國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德
ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝
アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良
ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎
順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖
宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ
分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳ノル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ決議スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ誠ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣 伯爵黑田清隆
 樞密院議長 伯爵伊藤博文
 外務大臣 伯爵大隈重信
 海軍大臣 伯爵西鄉從道
 農商務大臣 伯爵井上馨
 司法大臣 伯爵山田顯義
 大藏大臣 伯爵松方正義
 兼內務大臣
 陸軍大臣 伯爵大山巖
 文部大臣 子爵森有禮
 遞信大臣 子爵榎本武揚

大日本帝國憲法註釋目次

大日本帝國憲法

- 持 14
497
- 第一章 天皇
 - 第二章 臣民權利義務
 - 第三章 帝國議會
 - 第四章 國務大臣及樞密顧問
 - 第五章 司法
 - 第六章 會計
 - 第七章 補則

議院法

- 第一章 帝國議會の召集成立及開會
- 第二章 議長書記官及經費
- 第三章 議長副議長及議員歳費
- 第四章 委員
- 第五章 會議

目次

- 第六章 停會開會
- 第七章 秘密會議
- 第八章 豫算案の議定
- 第九章 國務大臣及政府委員
- 第十章 質問
- 第十一章 上奏及建議
- 第十二章 兩議院關係
- 第十三章 請願
- 第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係
- 第十五章 退職及議員資格の異議
- 第十六章 請暇辭職及補闕
- 第十七章 紀律及警察
- 第十八章 懲罰

衆議院議員選舉法

- 第一章 選舉區畫
- 第二章 選舉人の資格

- 第三章 被選人の資格
- 第四章 選舉人及被選人を通ずる規定
- 第五章 選舉人名簿
- 第六章 選舉の期日及投票所
- 第七章 投票
- 第八章 選舉會
- 第九章 當選人
- 第十章 議員の任期及補闕選舉
- 第十一章 投票所取締
- 第十二章 當選訴訟
- 第十三章 罰則
- 第十四章 補則
- 附 衆議院議員選舉區畫

會計法

- 第一章 總則
- 第二章 豫算

第三章 收入

第四章 支出

第五章 決算

第六章 期滿免除

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

第九章 出納官吏

第十章 雜則

第十一章 附則

貴族院令

大日本帝國憲法註釋

高梨哲四郎君 校閱

殿木三郎 註釋

第一章 天皇

(註釋) 今や憲法の何者たるを知らんとするより先つ憲法の定義を知らざるべからず此より其の定義を掲げ以て憲法の性質を明かならしめんとす英國の憲法學者ダイシー氏曰く憲法といふ一國の主權の分配及其使用に關係ある諸般の條規なりと又ホールランド氏曰く憲法といふ一國政治の中心力の所在を表明するとなりと其他オースチン氏の説によれば主權を掌握する所の者の性質を定むる人定道德及び人定法の混合物を憲法と云ふなりと如此學者より於て其の意見を異にするものにして其の定義の可否を決するに容易の業よりならず而してパシオット氏ノ定義あり之れ余の常より採る所より又近代より於て人の多く賛成するものあり曰く憲法といふ國の政權を司る人其相互の關係法律を制定する方法及び之を執行する方法并に國民の虐政に對して如何なる防禦の道を有するかを定むる所の諸般の制度習慣を云ふ之を分拆するときは憲法より左の數條件を包含するものなり

第一 主權の所在を明すと

大日本帝國憲法註釋

第二 主權の執行を規定すると
第三 國民の權利

以上の條件を欠かざるを以て憲法の本職ありとなす而して憲法の一個の法律あれども未だ完全なる法律よあらざるあり如何となれり法律あるもの之れよ伴ふて必ず制才なる實力あからざるへからず然るも憲法よ於て主權者の法律上無責任なるを定め或り法律を制定する範圍を定むる等よして其の道徳上の甲を規定するよ於て見れば之れ決して法律と云ふべからず然れども皆亦如此と云ふよあらず則道徳と法律と二者混合して規定する所のもの憲法なり故よ憲法と道徳混合の法律と云ふべく純粋の法律と云ふべからざるなり又憲法の公法よして一國の基礎を定めたるものよして之をくんり其國民の權利如何んを知るを得ず其の國民なるもの實よ一日も安んずべからざる者なり如何とされば財産を所有するるときと雖も政府の都合よより之れを政府よ採り上げらるゝと知るべからず僅少なる惡事の爲めよ全家の財産を沒收せらるゝ如き古今其例よ乏しからざるときとす又憲法の規定あらざるよ於て或る一法律を發布するよ於ても果して其の法律を發布するり其の主權者の權限を過超せざるや否を知るよ由なし要するよ憲法の一個の主權を規定する根本法あれば一日もなかるべからざるものあり而して憲法を制定するよ於て二個の方法あり一は國民よ草案を示し其の議を経て以て制定するもの之れを國約と云ひ又一は國民の意思如何を問はずして直ちよ法律として發布する

もの之れを欽定と云ふ我國の憲法の欽定憲法なり歐米各國よ於て制定する憲法の今日よ於て概して國約あり而して其の利害よ至てい世よ論する所多し故よ之れを此よ論せず

以上憲法の何者たるよ至てい概論したり依て之れより本憲法の條項よ至て解釋すべし我國の政体の立憲王政なれば其の主權の天皇よ屬し而して衆議院の翼賛よよりて執行する者とす故よ第一章よ於て天皇の有する權限を明よなしたり則ち天皇の最上の權力を有して我國よ君臨し給ふものよして其の權限よ至ても洪大ならざるへからず即ち立法權と有し又宣戰講和の大權を有する等よ於て知るべきなり其の立法權の如き一國の秩序を保護し罪惡を罰する等のとよして其利害の不容易ある關係を有するものなれば帝國議院の翼賛を得て施行するり尤も適當なるとあり而して戰宣講和のとよ至て之れを帝國議院よ諮問せざるり或り議論する所ならん然れども或論者り之れ立法權と異よして大よ迅速なる決議を要するものなれば之れを議院よ問ふよ暇あらずす開議せよば大事去ると云ふ殆んど急を要するものなれば反て天皇の敕斷よ一任するの勝れるよ若かず而して在廷の臣亦迂濶の人よ乏しからざれば決して其の弊害のあるよあらずと或り本憲法の規定も其意よあるあるべし然れども猶余輩の國會よ諮問して行ふの勝れるよ若かざるよ信す

第一條 大日本帝國の萬世一系の天皇之を統治す

(註釋) 本條ハ我國最上權のある所を明示したるものあり凡一國の獨立をして其の榮を万世に傳へんとせば其國は最上主權者となれば服従する人民なからざるべからず其の人民にして其の主權者ハ服従せざるとせんか其の獨立國と云ふを得ざるあり否其國の主權者云ふものハ其實を以て主權者なきなり我國の皇室ハ實ハ千歲繼承らざる一系にして而して能く我國の主權者たり其の臣民の服従する實ハ神の如し之れを歐洲各國の歴史は徴して未だ其の比を見ざる所なり故ハ此の皇室を以て主權者とし之れハ服従するに於て何人と雖も非議するものあるなし如何なる暴人如何ある過激なる議論を縱まよす人となし雖も之れを非議するを許し而して天皇ハ最上權者力なるものありとも自ら政事を取るものありされば只我國ハ君臨して臣民を統治するに止まるものなり英國の今日の女王の如きも其の英國の王たるより相違なきも其の万機ハ内閣大臣の責任にして大臣之れを行ひ大臣其の責を負するものとす我帝王に至ても之れを異ならしむ故ハ萬一政事の宜しからざるとあるも其の政事を行ふハ我天皇陛下よりあらざれば其の責の歸する所ハ其時の大臣ありとす

第二條 皇位ハ皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

(註釋) 本條ハ天皇の御位を繼がせ賜ふことを規定したり天皇の御位を繼ぐべき皇子ハ皇男子孫にして皇女の繼承登位の權利なきものと規定せられたり我國の歴史を閱する

ふ一二皇女の登位せし其例なきよしもあらざれども皆例外變則にして決して之れを以て繼承女ハ登位の權利ありと云ふを得ざるなり歐洲各國ハ於て其の登位の皇女を以てするとなきよしならず西班牙英國の如き著明なるものなり此れ歐洲列國ハ於てハ常ニ繼承の事ハ於て事端を引起し往々大亂をなすと其例ハ乏しからざれば其の王家の繼承の絶えざらんとして其の皇女も亦登位の權利ありとせしめたり之れ歐洲ハ於てハ如此とせざるべからず而して我國の如き其の繼承を争ふもの、他はあらざる國ハ於てハ其の登位の皇男からざるべからざるなり此れより我國も列國の間ニ立て其の獨立を全ふし我國威を耀かさんとするものなれば如何ハ總明ある皇女なりと雖も皇太子の總明啟智あるよし然かざるなり此れ本條ハ繼承ハ皇男たるを規定したる所謂あり

已ニ繼承ハ皇男と規定せられたると雖も其の順序或ハ寶祚即位等のとよ至てハ皇室典範ハ於て定められたり

(參考) 皇室典範

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚ハ万世一系歴代繼承し以て朕が躬は至る惟ふハ祖宗肇國の初大憲一たび定まり昭あること日星の如し今の時ハ當り宜く遺訓を明徴し皇室の成典を制立し以て不基を永遠ニ鞏固すべし茲ハ樞密顧問の諮詢を經皇室典範を裁定し朕が後嗣及子孫をして遵守する所あらしむ

御名 御璽

大日本帝國憲法註釋

明治廿二年二月十一日

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位の祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す○第二條 皇位の皇長子に傳ふ○第三條 皇長子在らざる時の皇長孫に傳ふ皇長子及其の子孫皆在らざるべきの皇女子及其の子孫に傳ふ以下皆之の例す○第四條 皇子孫の皇位を繼承すれば嫡出を先よし皇庶子孫の皇位を繼承するの皇嫡子孫皆在らざるべきに限る○第五條 皇子孫皆在らざるべきの皇兄弟及其の子孫に傳ふ○第六條 皇兄弟及其の子孫皆在らざるべきの皇伯叔父及其の子孫に傳ふ○第七條 皇伯叔父及其の子孫皆在らざるべきの以上の以上は於て最近親の皇族に傳ふ○第八條 皇兄弟以上の同等内は於て嫡を先よし庶を後よし長を先よし幼を後よし○第九條 皇嗣精神若くは身體の不治の重患あり又ハ重大の事故あるべきの皇族會議及樞密顧問は諮詢し前數條に依り繼承の順序を換ふることを得

第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩するときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く○第十一條 即位の禮及大嘗祭の京都に於て之を行ふ○第十二條 踐祚の後元號を建て一世の間は再び改めざること明治元年の定制に從ふ

第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫は滿十八年を以て成年とす○第十四條 前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす○第十五條 儲嗣タル皇子を皇太子とす皇太子在らざるべきの儲嗣たる皇孫を皇太孫とす○第十六條 皇后皇太子皇太孫を立つるときは詔書を以て之を公布す

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇后の敬稱は陛下とす○第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王王妃女王の敬稱は殿下とす

第五章 攝政

第十九條 天皇未だ成年に達せざるときは攝政を置く○天皇久しきと亘るの故障より大政を親らすること能はざるときは皇族會議及樞密顧問の議を経て攝政を置く○第二十條 攝政の成年に達したる皇太子又ハ皇太孫之に任す○第二十一條 皇太子皇太孫あらざるか又ハ未だ成年に達せざるときは左の順序に依り攝政に任す○第一 親王及王○第二 皇后○第三 皇太后○第四 太皇太后○第五 内親王及女王○第六 皇族男子の攝政に任するの皇位繼承の順序に從ふ其の女子に於けるも亦之に準す○第二十三條 皇族女子の攝政に任するの其の配偶あらざる者は限る○第二十四條 最近親の皇族未だ成年に達せざるか又ハ其の他の事故より他の皇族攝

大日本帝國憲法註釋

政に任したるときは後來最近親の皇族成年に達し又其の事故既を除くと雖も皇太子及皇太孫に對するの外其任を讓ることとし○第二十五條 攝政又ハ攝政たるべき者精神若ハ身體の重患あり又ハ重大の事故あるときハ皇族會議及樞密顧問の議を経て其の順序を換ふることを得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未だ成年に達せざるるときハ太傅を置き保育を掌らしむ○第二十七條 先帝遺命を以て太傅を任せざりしときハ攝政より皇族會議及樞密顧問に諮詢し之を撰任す○第二十八條 太傅ハ攝政及其の子孫之に任すことを得ず○第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問に諮詢したる後ハ非されハ太傅を退職せしむることを得ず

第七章 皇族

第三十條 皇族と稱ふるハ太皇太后皇后皇太后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王を謂ふ○第三十一條 皇子より皇玄孫に至るまでハ男を親王女を内親王とし五世以下ハ男を王女を女王とす○第三十二條 天皇支系より入て大統を承くるるときハ皇兄弟姉妹の王女王たる者ハ特メ親王内親王の號を宣賜す○第三十三條 皇族の誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之を公告す○第三十四條 皇統譜及前作ハ測る記録ハ圖書寮に於て尙藏す○第三十五條 皇族ハ天皇之を監督す○第三十

六條 攝政在任の時の前條の事を攝行す○第三十七條 皇族男女幼年にして父なき者ハ宮内の官寮に命じ保育を掌らしむ事宜ハ依り天皇ハ其の父母の撰舉せる後見人を認可し又ハ之を勅撰すへし○第三十八條 皇族の後見人ハ成年以上の皇族に限り○第三十九條 皇族の婚嫁ハ同族又ハ勅旨に由り特メ認許せられたる華族に限り○第四十條 皇族の婚嫁ハ勅許に由る○第四十一條 皇族の婚嫁を許可するの勅書ハ宮内大臣之に副署す○第四十二條 皇族ハ養子を爲すことを得ず○第四十三條 皇族國疆の外に旅行せんとするときは勅許を請ふへし○第四十四條 皇族女子の臣籍に嫁したる者ハ皇族の列に在らず但し特旨に依り仍内親王女王の稱を有せしむることあるべし

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件の世傳御料と定めたるものハ分割讓與することを得ず○第四十六條 世傳御料に編入する土地物件ハ樞密顧問に諮詢し勅書を以て之を定め宮内大臣之を公告す

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般の經費ハ特メ常額を定め國庫より支出せしむ○第四十八條 皇室經費の豫算決算検査及其の他の規則ハ皇室會計法の定むる所に依る

第十章 皇族訴訟及懲戒

大日本帝國憲法註釋

第四十九條 皇族相互の民事の訴訟の勅旨に依り宮内省に於て裁判員を命じ裁判せしめ勅裁を経て之を執行す○第五十條 人民より皇族に對する民事の訴訟へ東京控訴院に於て之を裁判す但し皇族の代人を以て訴訟に當らしめ自ら訟廷に出るを要せず○第五十一條 皇族の勅許を得るに非ざれば勾引し又ハ裁判所に召喚することを得ず○第五十二條 皇族其品位を辱むるの所行あり又ハ皇室に對し忠順を缺くときハ勅旨を以て之を懲戒し其の重き者ハ皇族特權の一部又ハ全部を停止し若ハ剝奪すべし○第五十三條 皇族財産の所行あるときハ勅旨を以て治産の禁を宣告し其の管財者を任すへし○第五十四條 前二條ハ皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上の皇族男子と以て組織し内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長を以て參列せしむ○第五十六條 天皇ハ皇族會議に親臨し又ハ皇族中の一員を命じて議長たらしむ

第十二章 補則

第五十七條 現在の皇族五世以下親王の號を宣賜したるものハ舊に依る○第五十八條 皇位繼承の順序ハ總て實系に依る現在皇孫子皇猶子又ハ他の繼承たるの故を以て之を混することある○第五十九條 親王内親王女王女の品位ハ之を廢す○第六十條 親王の家格及其の他此典範に抵觸する例規ハ總て之を廢す○第六十一條 皇族

の財産歳費及諸規則ハ別よ之を定むへし○第六十二條 將來此の典範の條項を改正し又ハ増補すへきの必要あるに當てハ皇族會議及樞密顧問に諮詢して之を勅定すへし

第三條 天皇ハ神聖にして侵すべからず

(注釋) 我國主權者たる天皇陛下は無責任にして臣民より侵すべからざるものとす而して之を誤解せざるを要す若も誤りて天皇ハ如何なることとあすも臣民ハ之れに對して其の云ふに任せざるべからざるかと云ふに決して本條ハ如此とを規定したるにあらざり即ち主權者と最上權を有するものなれば其下民ハ之れに服従するの義務あり己ハ服従するの義務あれば其の法律ハ或ハ正理ハ多少の違ひあるも其の必要あるに於てハ主權者ハ之れを施行するを得べし保安條例の如き又ハ露政府の社會黨に對する鎮壓條例の如き其の條例の性質より單一に觀察するときは人の自由を妨害する如くなるも其の國を修むる多數の幸福を計る點より見るときは必要止むを得ざるものとす如此なれば臣民ハ其の天皇の處爲に向て無故單純に批評抗擊すべからざるものあり即ち天皇ハ民の父母にして父母ハ決して其の子の爲めハ惡事をなすものよあらずとの推測より本條の規定あるものなり之れ主權者の性質あればあり各國皆を然らざるあし若し然らずして天皇万一過失あるを以て其の責任に當るとせば主權者の其實を失して主權者よあらざるなり而して法律學者のハ問題として論ずるものあり天皇陛下に對して正當防衛權

を行ひ得るや否やあり而して余が行ひ得ると信ず是れ問題なれば別論する所あるべし

第四條 天皇ハ國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ

(註釋) 本條の第一條と對照して見るときの大に其の旨を知るを得るも第一章よ於て我國の主權者の何人あるかを定めたり即ち万世一系の天皇を以て主權者となすを云ふ而して本條の其の主權者たる天皇陛下の如何なるとをあすかを定む即ち統治權を總攬して憲法よ定めたる法規よよりて之を行ふものとあす或の之れを以て我國の責任内閣よあらざるかと云ふ即ち天皇陛下の統治權を有するを以て責任ありとあす論者あきよあらざるも之れ誤解あり第五十五條よ國務大臣の其の責よ任ずと定められたるよよれば責任内閣あると無論ありとす

第五條 天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

(註釋) 本條の立法權を規定したり立法權の實よ洪大なるものよして其の利害の懸る所大あり然れば天皇陛下も隨意よ之を專決するを得ずして帝國議院の協賛を得るを欲せり而て本文よよれば只協賛と云ふて其意旨を知るよ困難なりと云ひざるべからず協賛とい只賛成するよあらざ之れを補助せざるべからざるあり若し天皇陛下よ於て或る

法律の必要なるを認め以て之を發布せしとも帝國議會よ諮問するよ當て議會の之を否決するを得るあり若も否決するときは之れを行ふを得ずと解釋せざるべからず若し然らずして帝國議院の協賛せざるるときよ於て之を強て專行せんとせば之れ憲法の誤解と云ひざるを得ず聞く憲法以前よ於て規則上立法の事の必ず元老院よ諮問せざるべからざるものありと然るよ元老院よ於て否決したるを行政官廳よ於て法律とあして施行したるとありと新聞紙の傳ふる所よ於て之を知る如此事の猶新憲法施行後よあるときの実よ不可ありと云ひざるを得ず決して如此事のあるべき道理あらざるあり

第六條 天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命す

(註釋) 本條の立法權の一部分とも云ふべき其の執行命令權を天皇陛下よ於て特有する旨を定めたり而して議院よ於て法律を提出して之を議するを得るものなれば若も議院よ於て議決したる法律の之れを奏上して天皇の裁可を得ざるべからず此れ天皇の主權者なればあり主權者あらざれば其國の法律を公布するを得ず此れ本條の規定あるものあり

第七條 天皇ハ帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命す

(註釋) 本條の議院の開閉をあすの天皇陛下のなすべきも乃あるを定む之れ大權よし

て天皇陛下の命すべきものとす其の衆議院解散の如き此れ一大難件なりとす則ち其の議事の不慮ある或は陛下の命に抗する等の事あるや天皇陛下の其議院の不可あるを以て之れ解散して以て第二の議院を開かざるべからず然れども果して其の何れの場合に解散するやに至るに未だ規定なし故に事實に當り不正なる議院を認定する時の解散すべきあり其の解散の實に危険なるものあれば宜しく充分に注意して容易に解散せらるることを希望す

第八條 天皇ハ公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發し此の勅令の次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべし

(註解) 本條の議院に諮問して勅令を發せざる場合を規定す則ち其の勅令を發するの緊急一日も若餘すべからざる事件の爲めを發したるを要す故に安んず勅令を發して議院の議を得ざる如き不可も甚しきものあり而して其の勅令の法律に代るべきものなるを要す例へば保安條例の如き其の急あるに必要あるに於て之を發したるなり之れ也

反して特赦を行ふに付き急を要さざれば其の罪人の頭首所を異にする如き時則ち特赦の法律はあらざれば決して議院に諮問するに及ばざるものあれば決して議院の開閉に關せざるなり已に一旦緊急の必要より議院閉會後勅令を發したるときは直ち其次の議會に於て議員の同意を得ざるべからず而して議員に於て之を承諾せざるときは勅令の將來に向てのみ其効力を失ふものとす如何とされば已に過期したる以前の所爲の之を減するを得ざるものなればなり

第九條 天皇ハ法律を執行する爲又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

(註釋) 本條の行法上の事として公共の安寧及臣民の幸福を増進する爲めは必要ある命令を發するを許し得るを定む然れども決して之れが爲めは法律を變更するを得ざるあり如何となれば若し之れが爲めは法得を變更し得るとせば法律の執行をあたすべからずして法律を改正するものなれば不可も甚しきものなり又天皇陛下に於て此の大權を有するは天皇陛下の行政長官なれば行政の統一に隨意を許し得るものなればなり

第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任

免す但し此の憲法又他の法律の特例を掲げたるものハ各々其の條項に依る

(註釋) 本條も前條と同く行政長官たる天皇陛下の權限より起る結果として行政の官制行政官の任免等を規定したり而して其他法律の特例を掲げたる云々なる特例とい司法官たる裁判官の終身官として小過失の爲め其の職を止めらるゝとなきなり而して職を止めらるゝ場合懲戒令よ定められたる場合に限るものとす故に但し以下の規定を必要とせずあり

第十一條 天皇ハ陸海軍を統帥す

(註釋) 一國兵馬の權ハ其主權者の握有して毫も分付すべからざるものなり而て我國々政上の沿革よよるも古昔よりてハ天皇自ら六師を帥ひて征伐する事ありし自來幾星霜を歴幾多の變更ありて征夷大將軍あるもの出て、以て之を握有する如きことあり源氏以下織田徳川の如き皆を覇者を以て此の大權を握有したり然れども是れ封建時世に當てなしたるも今日よ於てハ決して此を將帥に委して省とざる如きハ不可なり之れ本條の規定ある所謂あり

第十二條 天皇ハ陸海軍の編制及常備兵額を定む

(註釋) 本條ハ前條の權限を貫通するものあり天皇ハ衆議院に諮問せずして海陸軍の

編制法を定め其常備兵額を定むるものとせられたり一國の兵數を算し以て其國の強弱を定むる今日よ於て其常備兵數の多寡ハ其國ハ大關係を有するものよして其大兵を養ふハ其の國費を消する容易よあらざれとも亦止を得ざる者なり歐州今日ハ戰雲模糊として時よ破裂せんとし佛國よ四十萬の大兵を養へば普國亦十萬の常備兵を増加し普國十萬の常備兵を養へば澳國亦十萬を増加する如き有様よまて其の極や一戰之れを決するの大膽亦からざるべからず實ハ無用の大兵を養ふて以て危險なる位置よ至る歐州各國の國狀を見るときハ恰も石を負ふて淵に臨むが如し之れ實ハ養兵の害あり然れども國情止を得ず此極よ至るものなり我國よ於てハ幸ひ歐州戰雲の中よあらすして遠く東海の孤島よあるされば其の戰雲よ備る所なきも恐るゝよ足らざれとも然れども百年の後ち事物進歩し以てパナマの地峽も開通しサイベリヤの大鉄道も布敷し滿潮斯德露都より來る數日よあるよ至れば或ハ今日の東海の一孤島たる我國も他日歐州の地圖否キ歴史よ其の名を記するよ至るも知るべからず此時に當て養兵の事を感するハ知り得へきとあり而して之れを一人の天皇陛下よ一任して議院に諮問するとなくんば其の利害如何ぞや或論者之れを天皇陛下よ一任して以て衆議院に諮問せざるを可とするものあり此れ兵のこの迅速を費ぶものされば議院に問ふよ於てハ遲滯あらしむるよよる又實際兵數を増加せざるべからざるも衆議院に必ず之れを好まざるならん直入費の點よ於て直接の損害を人民の頭よ及ぼせばなり依て必ず非決するあり然るときハ緩急宜

きを得る能はずして以て國防の目的を達する能はずして増兵の利益を減するものあり故よ此點よ於てハ衆議院ハ諮問せずして天皇專決するを以て適當なりとあすと然れども余ハ伏してハ衆議院ハ諮問せらるべし

第十三條 天皇ハ戰を宣ふ和を講じ及諸般の條約を締結す

(註釋) 本條ハ官戰講和の大權ハ天皇陛下の專決する所なりと規定せられたり而して之れを衆議院ハ諮問するの利害ハ世の一體ハ問題なれども我憲法よ於てハ諮問せざると規定せられたり是れ尤も迅速を要するとよて實ハ外交上の機密ハ人をして知らしむるハ不可なり然れども之れ重大なるとよして一國の存亡を決するものあれば寛失して獨立を傷ける如きあれば不可なり又嚴失して妄ハ他邦と事端を引起す如きあれば是亦不可も甚しきものあり故よ寬嚴宜きと得以て列國の間ハ其の國威を耀かすハ此れ外交官の才を用する所以ありとす

第十四條 天皇ハ戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力は法律を以て之を定む

(註釋) 本條ハ戰時若クハ事變あるときハ際してハ其の戰隊を形くるよ於て其地方ハ普通の法律を施行する能はず其の地方則ち戰地不穩の地よ於てハ臨時ハ人民をして戒嚴して以て其の備をさしめざるべからず爲めハ通信通行の自由を妨げるともあるべし

如此人の自由を妨げるとよ於てハ天皇陛下の特有すべき大權よして此ハ戒嚴を宣告することを規定したり猶左ハ戒嚴令を示すべし

(參考) 明治十五年八月五日布告

戒嚴令

第一條 戒嚴令ハ戰時若クハ事變ハ際し兵備を以て全國若クハ一地方を警戒するの法とす

第二條 戒嚴ハ臨戰地境と合圍地境との二種に分つ

第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ハ際し警戒すべき地方を區畫して臨戰の區域とあす者なり

第二 合圍地境ハ敵の合圍若クハ攻撃其他の事變ハ際し警戒すべき地方を區畫して合圍の區域とあすものあり

第三條 戒嚴ハ時機ハ應じ其要すべき地境を區畫して之を布告す

第四條 戰時ハ際し鎮臺營所要塞海軍港鎮守府海軍造船所等並かハ合圍若クハ攻撃を受くるときハ其地の司令官臨時戒嚴を宣告することを得又戰略上臨機の處分を要するときハ出征の司令官之を宣告することを得

第五條 平時土寇を鎮定する爲め臨時戒嚴を要する場合よ於てハ其地の司令官速よ上奏して命を請ふべし若し時機切迫して通信斷絶し命を請ふの道なきときハ直よ戒

隊を宣傳するを得

第六條 軍團長師團長旅團長鎮臺營所要塞司令官警備隊司令官若くは分遣隊長或は艦隊司令官艦隊司令官鎮守府長官若くは特命司令官の戒嚴を宣告し得る權ある司令官とす

第七條 戒嚴の宣告を爲したるときは直ちに其狀勢及事由を具して之を太政官より申すべし但し其隸屬する所の長官より別は具申すべし

第八條 戒嚴の宣告の發表は布告したる所の臨取若くは合圍地境の區畫を改定することを得

第九條 臨戰地境内は於ては地方行政事務及司法事務の軍事に關係ある事件を限り其地の司令官に管掌の權を委する者とす故に地方官地方裁判官及檢察官は其戒嚴の布告若くは宣告ある時の速に該司令官に就て其指揮を請ふべし

第十條 合圍地境内は於ては地方行政事務及司法事務の其地の司令官に管掌の權を委するものとす故に地方官地方裁判官及檢察官は其戒嚴の布告若くは宣告あるとき速に該司令官に就て其指揮を請ふべし

第十一條 合圍地境内は於ては軍事に係る民事及左に開列す犯罪に係る者の總て軍術に於て裁判す

第十五條 天皇は爵位勳章及其の他の榮典を授與す

(註釋) 人爵は其國最上主權者よあらざれば之れを授與する能はざるものなり之れ天皇陛下の特有すべき大權中の一部分にして此は規定したるものあり而して其他榮典といふ賞典祿の如きもの又は忠孝を門に表する如き等一切人爵に關する事は於て云ふものあり

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命す

(註釋) 本條は天皇の最上權中大赦特赦に關する事を規定したり大赦といふ有る一事件に關して己に刑を加するの必要なきを以て其の一事件に關する犯罪人の悉く無罪として其處爲を以て罪を認めざるあり我憲法發布あると同時に國事に關する犯罪人の悉く無罪とありたる如き是あり然れども法律を絶無とせずはあらずして其時以前の犯罪を遺忘絶無とせずものなり故に其後其罪を犯すとあるに於ては猶罰せらるべきあり已に其罪の絶無と歸するより其以前に有したりし權理並に身分等も於て其以前と異なるあり青天白日無罪純白ある良民となりしなり例へば代言人は身分なりしものが國事犯によりて其の身分を剝脱せられたるは大赦によりて其の無罪の身とあると同時に猶元の代言人の身分も依然として剝脱せられざるもの、如きものなり依て今回の大赦によりて一言に置く今回の大赦は其の罪の破廉耻罪ならざるものも關するものにして刑法に云ふ國事犯と記したるもの、とあらずして集會條例出版條例等總て破廉耻罪ならざるものも皆を今回の大赦せられたるものなり

特赦の大赦と異にして其の罪を絶無とするものよあらずして其刑を免するも止まるものとす此れ法律の力の及らざる所を補正する一方法として大赦といふ大は其性質を異にするものあり大赦の一事件則ち國事犯の如き其罪の性質を對して之れは刑を加する必要なしとなすものよして其の人の如何よあらず然るも特赦の其の罪質の如何よあらず其の人の加刑の實は刑法の酌量減刑も及ばざるときは當て其の確定裁判を如何ともする能はざるときは天皇の特権を以て之れは刑を加せざる迄なり例へば曾我兄弟の復讐の如きも刑法上疑ふべからざる謀殺なり然れども彼等二人のと今日に至る迄孝道の標準として之を稱賛せざる者あり然るよ之を罰するをせせば其の世人の心思は背き反つて刑を加らるる目的を失するなり如此時よ當ては之は特赦を用ひて刑を免するの外なきあり之れ特赦の性質本分ありとす而して大赦は於ては其の罪を免するものなれば又復讐の事をあすよ及らざして其權理も復するものとす特赦は只刑を免するものなれば別は復権をあたれば權理の復せざるものとす之れ特赦の別は復権あるを用するものあり

復権の法律よ於て重罪輕罪を犯したるよよりて公權私權を剝脱されたるものを天皇陛下の特権よよりて之れを初め復して剝脱なき如よあすものなり然れども此れ其の剝脱中の權理の依然たる剝脱よして則ち復権以後に其效あるものあり

此は減刑とありて其の天皇の特権よ於て減刑を得るとい如何なるとあるか其の解釋よ

因しまざるを以て特赦よよりて刑を減する如きあれば之れ特赦のあす所よして特赦中よ包含するものとす別は減刑と云ひしよあらずして可なり然れども或は死刑を特赦して有期刑よなす如きを以て減刑と云ひしよあらずるか然らざれば免幽閉假出獄等を指して減刑と云ふたるよあらざるか若も然りとせば刑法上の執行は管するよあまて天皇の特権よ屬すべきものよあらず之れ不可なり世の識者明解あれば教ゆる所あり

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名よ於て大權を行ふ

(註釋) 本條は天皇幼冲なるときは當て攝政を置くべきを規定す此れ皇室典範よ定むる所よして第二條註釋を參照すべし第二項の攝政は天皇の名を以て大權を行ふものよして例へば普通民事の後見人と毫も代るとあし故よ其後よ至て其後見人のなしたる事の天皇のあしたる如くなるものよして攝政のなしたる事よあらざるなり又我國の如き萬世一系の王室を以て其統を繼ぐとき其の皇男よ於て當然登位の權あるものなれば幼冲と否とよあらず九五の位よ就くものなれば必ず攝政を置くの制よあらざるべからざるあり

第二章 臣民權利義務

(註釋) 本章は我國人民の有する權利並は服従すべき義務を規定したり前章天皇陛下

の權限は於ての成るべく其範圍の狹少なるを希望し本章國民の權利は於ての成るべく其の範圍の大なるを希望するものにして此れ人民一般の志望なり而して本章規定するとの如きの己は今日の人民は大なる權利を與へたると云ふべき感觸を人民は起さざれば之れを明治元年のときより比するときは大なる我國の變遷進歩を見るべきあり徳川氏るときは當ての實は人民の束縛の中はありて脱するを得ざるものありし其の自由は居住移轉するを得ず則ち關門なるものありて之れを制限せり又逮捕監禁審問處罰のと皆な裁判官一二の人の隨意にして其の酷なると云ふべからざるものあり其他政事上は皆して一言一行其の執政者に抗するとあれば直ち潛越の罪を以て中てらるゝものにして其人民の權理の薄弱なるを嘆ずるも餘りあり然れども永き壓制の習慣よりて之を厭ふて以て之れに抗するの氣力なく只怨みを呑んで空しく沈黙するのみなりし然るも今日よりありての大は人智も進み容易に沈黙するものもあらずして明治元年よりの經歷によれば人民も亦權利を擴張して其利益を得んとするものあり又己は徳川氏の時より比して大なる權利を得たれば本憲法の規定する權利の如きの己は嘗て之を得たるものにして今日紙上より文字をなしたる迄なりと極論する過激論者もあるべし若し此憲法をして徳川氏の曉れたるときはあらしめば其人民の喜悅如何んぞや如此僅少なる歲月即ち二十年余の時日を以て人民の智識の進歩する如此而して圓滑な毫も騷擾せずして此の憲法は於て人民の權利を認定するに至るの實は喜悅は堪へざる所あり之れ歐洲憲法

史も非して其比を見ざる所なり亦万世一系帝室威徳のなす所とあさるへからず今や各條其精神を探求して以て明をらしめんとす

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

(註釋) 本條は日本人たる資格は他の法律に定むる旨を云ふ他の法律とい則ち民法人事篇に規定する所あり未だ我國の民法典を制定せられれば知る由なし然れども近きよ發布あることされば發布を待ちて其の如何あるものを日本人と云ふやを知るべし

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任せられ及其の他の公務に就くことを得

(註釋) 本條は日本人民の官吏となり公務を取ると得る旨を定められたり一國の政事は參與して其の公務を取るもの一國臣民からざるべからず之れ此は規定ある所以あり然れば外國人の我政府は於て之れを用ひざるか豈夫れ然らんや現は我政府の外國人を使用するもの多きよ居るの何ぞや之れ外國人の直ち政事は參與して我國政を取ると得ざるなり則ち政府は於て使用するは只御雇と稱して皆或一事件は管じ顧問とせずよ過ぎざるなり之れ外國人の長所を以て我國の短所を補ふものにして如此ならざるべからざるものあり是決して外國人を我公務に參與せしむるはあらずして我顧問と

使用するものなれば決して本條の精神に違ふものよあらざるなり然れども注意せざるへからざるとあり常に外國人を尊崇するの餘り其の外國人の一言一行悉く信用するよ於ての遂に陰然公務に外國人の願使を供する如き弊害を生ずるの自然習慣の致す所にして尤も注意せざるべからざるものあり我國の如き決して今日迄の經歷に於て其然らざるを知るものなれば憂慮するの徒に杞憂を抱くものあり

法律命令の定むる所との文官たらんとせば文官登用試験規則によりて種々ある資格なからざるべからず武官たらんとせば猶武官の登用規則によらざるべからず即ち文武官たるよの必ず試験登用法よよるべきを規定せり其他の公務との官吏以外のものよして公証人或の町村長の如きものと云ふ

第二十條 日本臣民の法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す

(註釋) 本條の國民は兵役の義務ある旨を定めたり一國の獨立を保て以て其の國を永遠に維持せんとすれは其國民は其國と共に斃れて止むの覚悟をからざるべからず然らざれば列國呑滅を違ふする今日よありて到底日章の旗を東海孤島に飄へす能はざるなり此れ國民の義務として兵役に就くの責任を附加したるものあり人民たるものよ之を嫌厭して免役を計る如き國民の本分を忘れたる惡むべきものあり已に徵兵令の如きも改正を加へて以て其の万止むを得ざるもの、外兵役を免れしめざるの實に如此ならざるべからざるものあり或は英國志願兵を以て好法規となし徵兵法を非難するものあり

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す

(註釋) 本條の納税の義務を定む然れども納税の國民一般當然よあすべきものよして此よ規定するの必要あき如し換言せば規定せざるものなりと云ふ如し然れども已に規定あり亦批難すべきよあらざるあり故に例令へは人民其の意の欲せざる税目あるべし然れども已に納税の義務あるものなれば已に税目よ定められ賦課せられたる以上の如何よあすも納税せざるべからざるあり

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す

(註釋) 一社會と一國との自ら二者異なるものなり一國との土地を區別分割して數主權者の個々支配するものあり社會との天然自然の土地の境界よして社會の中よの主權者を異よしたる數國を有するものなり即ち歐洲の文化風物の同一進歩のものよして其事物の自ら一社會をなし一國をなすものなり而して其の中よ佛伊埃普の各國ありて個々獨立して相争ふ如き皆な社會的の進歩を計る眼界より見るときは恰も一手一足の互よ相争ふ如くよして笑止の至りと云ふべし然れども此れ亦一國の上より見るときは止を得ざるものよして二者如此區別あるものなれば其万般の事物よして國の爲めよ成立す

るものと社會の爲めは成立するものとよりて其の利害の觀察を異にするものなり例
 介へ兵の如きもの國の爲めは成立するものあり社會の上より見るときは其の必
 要なきあり反て大害ありと云ふべし通信往來居住の如きもの國の爲めなるも亦社會
 の爲めは成立するものなれば社會的の眼界より見て以て其の發達をささしめざるべ
 らず今や本條居住移轉の自由なるを規定す之れ自然の道理よるものよして何人と雖
 も如何なる土地に住するも毫も害のあるべきなればなり之れ社會的の眼界より見る
 ものなり而して一國の上より見るときは如何ん其の自由あるを欲して飽すでも自由よ
 し去るものゝ逐つて來るものゝ拒まずして可あるか之れ不可あり之れは制限を設け以
 て人民自由の放棄なるを規正せざるべからず之れ法律の規定ありて外國に至るは旅
 行免狀を得て政府の許可を得ざるべからざれば不可ありとす又外國人の我内地に入
 り又我政府の許可を得ざるべからざるとなす如き皆を其の國政上の關係より起るもの
 よして其必要の寛嚴其の度を異にするは其の時よりて異なるあり封建時代徳川氏の
 時の如き處々關門を建創して以て我内地も亦自由は居住するを得ざる如き實は小邦
 列國の有様より起るものよして最も嚴あるときとす今日に於ては如此事なく内地向
 れの所は於ても居住の自由を禁せらるゝよし只だ外國に對して行はるゝものよし條約改
 正の行はれて外國人も内地雜居を得る如きに至れば一歩自由を進めたるものと云ふべ
 し遂は社會進化の極點に至れば或は此を拘束する法律なくして全く全世界往來居住

の自由のものに至るべきなり

第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を
 受くることなし

(註釋) 人民の行爲の自由あるもの天賦の性質よるものよまて之を人力を以て左
 右すべからざるものとす而して法律に定めたる所は於ては此の天賦の自由權利も其の
 自由を任して放棄ならしむるを得ざるものとす此の社會あるもの多數人の衆合体な
 れば此の衆合多數の人の利益の爲めは少數人の害を計るものなり之れ法律に規定したる逮
 捕監禁審問所罰を受くるは人民の國に對する義務にして止を得ざるものなり逮捕監禁
 審問所罰との治罪刑法に規定したるものを云ふ

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權
 を奪はるることなし

(註釋) 本條は日本人民の其の國民として帝王の裁判權の下に服従するものなれば決
 して之れを剝脱せらるゝことなし如何ある公權を剝脱せらるゝと雖も此權利の例外あり
 とす如し不然して裁判權を失する如きあれば再び奴隸と我國に生ずるものあり豈は人
 類を同ふして而して其の一部の人類に大なる惡事をなしたりと雖も此天地間を生息す

る中よ其の裁判權を失する如き道理あらざるあり之れ憲法よ於て規定して動かすべからざるものとあしたり

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるゝことなし

(註釋) 人々個々の住居なるもの皆各人々個々の城廓なりとす決して他より侵かさるゝものよあらざるなり此よ規定したるの此の元則を定めたり凡う人あるもの如何なる清廉潔白なるものと雖も其の内部を暴露して見るとき幾何の醜陋汚穢の行爲あきものあらず是れ有情動物の免るべからざる所あり然るよ之を暴露して其醜陋汚穢の行爲を示して以て其の偽清廉者たるを世よ示し以て清廉の純粹あるものを求めんとせば可ならずやと此れ社會を飾むることを知らざる論者よして取るよ足らざるものなり社會人の多數をして悉く清廉の士とせんとするも到底能はざるとありとす而して亦之を査檢して以て其の偽を露すとすも何の利益あらん然かす清廉の士と人の評するよ任せて以て其の清廉の士の増加をなせしめんよ如此とき知らず々々其の風を社會よ起して遂よ社會の高尙なる士風を養成するものとす若も然らずして一々之を打破するよ於ては實よ清廉の士あきよ至りて社會の遂よ猜疑の風をさすものよして到底一國一社會を維持する能はざるものあり是れ刑法よ於ても故なく他人の住所よ侵入したる

ものを罰する所以あり然れば如何よあすも居住の侵かさるゝ事なく又捜査せらるゝとなきや然らず法律よ定めたる場合よは止を得ざるものとす此れ刑法治罪法よ定めたるを云ふ之れ已よ罪人を訊問處罰するよ於て其の証拠の明白ならざるよ於ては不可なりとす則ち無辜の良民と罰するの恐れあればあり之れ止を得ざる場合よして居住の秘を露いさるべからざるものとす而して裁判官の其の調査するとの外醜陋汚穢のありと雖も法律よ觸れざる限の之と他人よ漏洩すべからざるものとす之れ亦條の精神よして裁判官の徳義なりとす

第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝことなし

(註釋) 信書の秘密の法律よ於て保護するを可なりとす若し之を他人の開閉自由よ任ずるときは社會人の思想の決して書よ記するものあきよ至らん信書の秘密を侵すべからざるの猶居住を侵すべからざると其の理を同ふするものあり而して之れが例外ありとす則ち事變あるよ際し戦地より來る書信並よ戦地よ送る書簡の如き一國の存亡よ管するものなれば之を寛假して戦情よ管する秘密の漏洩あれば不可あらざり又の拾罪上之を許す如き皆法律よ定めたる場合ありとす

第二十七條 日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし

公益の爲必要な處分の法律の定むる所に依る

(註釋) 本條ハ所有權の完全にして他人より之を奪ふ能はざるを云ふ所有權あるもの
の物件の利益を一ケ人ハ得せしむるハ付き法律の保護する所のものありとす此の所有
權利の確固たらざる時の人民の財産ハ常に奪はるゝの恐れありて生財の利益を社會よ
起す能はざるなり近來露國虛無黨の論する所によれば所有權なるものハ決してあるべ
きものよあらず社會の財産ハ社會全般の共有物なり故一人一ケハ於て之を處有し其
の利益を專斷するハ不可ありと云ふと唯も之れ理論ハ合ふや否や知べからざれども例
底如此して社會を維持して以て其國の隆盛を計る能はざるなり若し彼の論者の如く財
産ハ所有權なしとせば此の財産を富者の貧者ニ施與せざるべからず已ニ施與すると
なせば富者も遂ニ貧者となるべし餘りあるの財を以て限りなきの貧者ニ施與すればあ
り而して貧者の勞苦せずして衣食ハ窮せざるなれば何人と雖も若より樂を望むハ人生
の常かれハ遂ニ社會の遊民を以て充滿し其一國の亡ぶるハ瞬間あり豈に恐れざるべ
けんや彼の虛無黨社會黨の論する如きハ之れ財産の不平均より起る議論ハして歐州各
國ハ於て常ニ貧富の懸隔する甚きより如此過激論者を輩出したるものあり我國ハ於て
數年前德川氏の政權を執るときより於てハ未だ所有權ハ不完全にして尤も危險なりし
其の一例を擧げハ御用金と稱して故なく財産を徵收し又ハ全家沒收ある刑ありて所有
權ハ殆んどなき如し彼の有名なる大坂の豪商淀屋辰五郎の全家沒收の如き僅少ある惡

事則ち暴富驕奢の餘り鷹狩を志したるを以て德川氏を謂ふるとなして以て全家沒收の
言渡しをなしたる如き此の沒收財産ハ實ニ數百萬なりしと云ふ其他如此例ハ於て少
らざるものとす然るは今日ハ於てハ如此と志し沒收ハ一部の犯罪の用ニ供し犯罪よ
りて得たるもの法律ハ於て禁したるもの、三種ハ限り以て全家沒收を許さるるあり又
御用金あるものあるあり故ハ今日ハ於てハ所有權ハ完全あるものとす
第二項ニ規定するものハ一部の沒收を云ふものよして亦公用土地買上げの如きも所有
權の完全を欠く例外ありとす土地の必用の社會ハ於てハ種々之れある所あり鉄道布設
又ハ軍事ニ管するもの、如きを云ふ如此政府ハ於て必要あるときと雖も無報酬にして
之を採り上ぐる能はず相當代價ハ於て買上げるものとす然れども人の欲せざる意旨ハ
反してあるものあれば所有權を侵かざる、ものと云はざるを得ず是れ公益の爲め止を
得ざるものあり

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民あるの義務を背か
ざる限に於て信教の自由を有す

(註釋) 本條ハ宗教なるものハ國民の之を信するハ自由あるを定む故ハ佛教たるとき
キリスト教なるものと關せざるあり嘗て本憲法の發布あらざるときハ於て我邦の宗教を定
めて神教と志さんとすものある如き風評を志すものありしが之れ國教を定むるハ不

可なるものなり歐州の一二列國に於ては國教を定置するものなきもあらざれども之れ大に歐州に於て沿革を有するものあり故に其の必要ありて止を得ず國教を置くの不可なしと雖も我國の如き其必要のあらざる國は偶然國教を置くの不可も甚しきものなり宗教の人心を支配するものにして道德を養成するものなり故に之れを人の信する自由と任せざるべからず之れを強て其の人の好まざる宗教を信せしめんとするも到底亦し難きこととして毫も其利益なく加之人の自由を害するものなれば宜しく如此といふべきものよあらず宗教の一要素の信教はありて信教なき宗教の殆んど宗教はあらず其の信教をあすの人の心意よあるとなれば之れを強ゆるも能はざるなり到底國教定置の其好結果あらざるあり而して其の害とて其の國禁の宗教を信するものよ至ての必ず怨を其の政府に歸せざるべからず然れば遂に天草の變亂を今日よ見るも知るべからざるなり

以上信教の自由を論じたり而して信教の自由ありと雖も如何なるものと雖も宗教あれば之を信して可ありと云ふよあらざるあり其宗教にして我國人をして秩序安寧を害し又の臣民たる義務は背くの行爲をなさしむるよ於て之を禁せざるべからず秩序安寧を害するとの神託を唱へて藥石を以て人の病を治する如き又の一夫多妻の宗教の如き皆秩序安寧を害するものあり而して臣民の義務は背かざるると其宗教の教諭は於て天帝を信せしめて其の國あるを知らず其の宣教師傳道師あるを知るも其の國の官吏あり

るを知らざる如き皆臣民の義務は背くものなり如此きに遂に其結果や其國を忘れて外國に黨を又の其の一部の人よ從て其國を捨、如きの知り得へし彼の父母師弟の薫陶なるものい實に驚くべきものなり即ち如此宗教なるとき之を禁せざるべからず尤も危険なる者ぞ露國彼得帝の吞併主義の遺訓よこれの宗教を以て人心を感化し而して之れは繼く兵を以てすべしと嗚呼我國或の亦如此宗教の生せざると云ふべからず其の局に當るもの注意せざるべからざるあり

第二十九條 日本臣民の法律の範圍内よ於て言論著作印行集會及結

社の自由を有す

(註釋) 本條の言論集會結社の自由ある旨を定めたり然れども其自由との他の法律規則よ定めたる範圍内よ於ての自由にして決して毫も制限を加へざるものよあらず而して其の他の法律規則の規定の寬嚴如何よよりて其の自由の範圍を定むるものなれば其の法律規則を觀察して以て其の自由の定度を知るべきあり各國憲法よ於ても如此規定するものなり如何となれば憲法の一國の基礎たる根本法なれば干礙動かすべからざるを以て主眼とあすものなれば其の憲法を廣潤よあすを可なりとす我國今日の集會條例出版權條例等よよりて見るときの寬ある條例と云ふべからず聞く此等の條例の改正近きよあると果して然れば大に人民は満足を與ふるものならん

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別定むる所の規程に従ひ
請願を爲すことを得

(註釋) 本條の人民の官衙に對して請願をなし得る旨を定む之れ請願なれば人民より
強て政府をして其の請願の如くをさしむるを得ざるなり之を聽くと聽かざるは政府
の意見如何よりありと云ふべし

第三十一條 本章に掲げたる條規は戰時又ハ國家事變の場合に於て
天皇大權の施行を妨くることなし

(註釋) 本條の臣民權利の例外となすべき事を規定したり已に本章に於て臣民の權利
を規定して之を確保したりと雖も然れども天皇陛下たる主權者に之を侵かすべからざ
るものよりあらす而して其の臣民の權利を侵かすハ戰時事變の時限りたり然らずして
若し安まり臣民の權利を侵すは於てハ臣民の權利あらざるあり何ぞ規定するを要せん
や戰時どの兵を出して相闘ふ時を云ふ事變とい戰時よりあらすして天皇陛下ハ危害を加
へんとするもの又ハ謀反者あるとき如く未だ至らざることを云ふあり

第三十二條 本章に掲げたる條規ハ陸海軍の法令又ハ紀律に牴觸せ
ざるもの限り軍人に準行す

(註釋) 本條ハ軍人の權利資格の如何あるものあるやを定む軍人の國の干城にして國
防の爲め身を抛ちたるものなり故之をして政事上の事ハ參與せしめず又軍人の參
與するは於てハ政事上の危害を生ずるの弊なきよりあらざれば成るべく軍人の政事ハ參
與するを禁するを可ありとす而して海陸軍法令ハ定むる所の規則ハ觸れざる以上の獨
普通人民の權利ハ至て之を失すへきとあらざるあり

第三章 帝國議會

(註釋) 本章の帝國議會の權限並に組織選舉法議決法を定むるものにして我帝國最上
主權者たるハ天皇陛下にあり如し我憲法によれば帝國議會ハ天皇陛下を輔翼し奉り以
て我國の万世不易の帝國たらしむるものなり而して之を歐洲各國の例ハ照せば往々國
會なるものハ主權の大部分を有するものにして英國の如きも其の國王ハ不認可權ある
ものなれば或ハ主權の英王ハ歸する如きあれども英國今日に至る迄政事上の經歷によ
れば常ハ國會の議決ハ帝王の不認可したるとなきき然れば已に暗々裏裏英國の主權
ハ國會則ち下院にありと云ふべし亦米國の如きも大統領ハ不認可權あれども決して國
會に抗して決局之れハ勝つ能はざるものあり如此ハ皆ハ英米國等の沿革より從て起る
ものにして我國の如き万世一系の帝王の統禦し賜ふ神國に於てハ決して之を許さざる
あり則ち主權ハ天皇陛下の特有物にして人民たるものハ之を輔佐し奉るものとす
以上説明する如く主權ハ天皇陛下の特有物あれども亦參政權を下民に與へらるハ決

して主權を破損するものよならずして主權を輔翼するものあり他年我國人民の政權を興へらるゝを希望し爲めは固圉は繋かるゝもの又ハ斷頭場は斃るゝものあり其の國民の狂奔を憂へらるゝ當路者の苦心もありて此は十有年來の歲月の多事の時ありしが此の國民の憂苦ハ只此の憲法第三章の帝國議會を開かるゝを望むの一點ありしかり故に本單の我國民は於て憲法中尤も注意して熟讀せざるべからざる所なりとす帝國議會とい分ちて貴族院衆議院の二とす是れ二局議院の制あり議院を分ちて二局とすの利害ハ如何ん其の我國ハ現に二局院あれども余を以て見るときハ一局にして毫も差聞なく反て一局院の利益多きものと思考す然れども二局院は規定せらるゝは於てハ亦止を得ざるなり余ハ別は論する所あり此は略す

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院の兩院を以て成立す

(註釋) 本條の議會ハ二局なる旨を規定す貴族院衆議院とす貴族院ハ我國貴族の集合するものよして皇族華族委任せらるゝものよ於て組織ハ衆議院ハ人民中より人民の思想を適したるものと撰拔し人民の代表者となりて國政を議するものとす如此議會を二局院に分ちたるハ此人等ハ上中下の三大區別となし得べし其の區別ハ名望財産を以てす而して名望財産と有するものハ其國政の管係も甚だ緊要よして無名望無産家よ此れば其の痛苦を感ずるハ大に異なるものあり故に貴族皇族等よ於て一議院を設け之れよ於て國政を議するの所となす而して衆議院ハ人民よ於て智識を有するもの民望則ち

天爵を有するもの公撰せられて中以下の人民を代表して以て一議院を設くるものとする如此二局議院を設けて國政を議せしむるハ實に國政あるものハ之を等閑は付し去る能はざるものよして充分審議して以て過ちなきを期するものとす其の二局議院を設くるの意思や佳實せざるべからざるあり然れども余前論の如く一局院の可なるを主張す

第三十四條 貴族院ハ貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

(註釋) 本條の貴族院令は定むるものあれハ貴族院令の解を説明せん

第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

(註釋) 本條も前條と同じく只衆議院は定むる選舉法より公撰を以て議員を組織する旨を定められたり故に衆議院選舉法の所よ於て講ずる所あるべし

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たることを得ん

(註釋) 議員ハ貴族院議員と衆議院議員とい自ら其性質を異にするものよして其の關係の利害も大に異なるものなり衆議員ハ一般多數下民の幸福を計るを以て意思とすものなり貴族議員ハ一般多數の幸福を計るものよめらるゝと云ふべからずと云ふと雖

も人情己れの増埒なる貴族の利益を以て其の目的となすに至るものなり故に國民の害も之を顧みずと云ふはあらざれども自然止を得ざるものよして衆議員の反對は立つものぞす如此二者其の反對の性質のものなるよ此を議する議事を二者は兼ねしむる人情は戻りたるよして法律の公許するものよあらざるあり之れ本條は於て之を禁する所以あり故に若し議員は於て双方は撰擧せられたるときは其一を辭せざるべからざるものぞす

第三十七條 凡て法律の帝國議會の協賛を経るを要す

(註釋) 本條並に次條は於て議會は立法權ある旨を定められたり之れ議會の特有せざるべからざるものぞす立法なるもの一國の大事にして百年依て以て社稷の泰平を計る基礎なり故に一法一律を制定する時雖も充分審議討究せざるべからざるものぞす歐米文明國の風物制度法るべしと雖も豈に概して然るを得るものあらんや若し英國の政体善美ありとして直ちを取て我國は布かんとせば夫れ人情風俗を異にするを如何せん佛國の民法商法完美ありとして直ちを取て我國は布かんとせば夫れ習慣性情の異なるを如何せん若し只完美ある諸制度の直ちを取て我は用るを得るとあせば則ち學者を以て其任に當らしめ別は政事家の必要を以て豈に議會を諮問するの必要あらんや政事あるものよ決して料理し得べきものよあらざれば則ち社會國家あるものよ万般の事物によりて万般の變化動作をなすものよ其れは能く其社會の現象を看破し以て夫れは適當なる法律制度を施さるべからざる之れ一は政事家又ハ學者は國家を放任する能はざるものよして其の被治者たる人民の代表者たる衆議院の協賛を要する所以あり

第三十八條 兩議員の政府の提出する法律案を議決し及各自法律案を提出することを得

(註釋) 本條は前條に述べたる如く兩議院の政府提出の法律案を議決し又ハ自ら法律案を提出して之を政府は施行せしむるを得る旨を定めたり

第三十九條 兩議院の一は於て否決したる法律案の同會期中に於て再び提出し得ることを得す

(註釋) 本條は於ては法律案の議會は於て否決したる場合を定む則ち二議院の一は於て其法律を否決したるときは再び其の議案を其年の會期中より提出する能はざるものなり然れば如何ん別は其の會を終りて臨時は提出して臨時會は於て議するを得るか之れ議し得べしと雖も實際如此事あるなからん

第四十條 兩議院の法律又は其の他の事件に付各自其の意見を政府に建議することを得但し其の採納を得ざるもの同會期中に於て再び建議することを得す

(註釋) 本條は於ては法律案の議會は於て否決したる場合を定む則ち二議院の一は於て其法律を否決したるときは再び其の議案を其年の會期中より提出する能はざるものなり然れば如何ん別は其の會を終りて臨時は提出して臨時會は於て議するを得るか之れ議し得べしと雖も實際如此事あるなからん

(註釋) 本條ハ前條と異にして立法議案よあらずして只た議院の意見と政府よ建議するものなり己よ建議するものあれば其の採納と否との政府の意見よありとす而して同會期中よ於て一建議を再ひあす能ひざるものとす本條ハ大よ議會の權力のある所なりとす故よ此よ於て人民の意思を政府よ達するを得るものあり然れども此建議よ於て猶今日元老院よ對し人民の建白すると同一の結果あらざるを希望するものなり此建議との法律の制定施行のと又其他の事件とあるよれば政府方般の行政上の事よ至る迄建議し得るものあり

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

(註釋) 本條ハ帝國議會の召集期を定められたり別よ註釋するの要あり只憲法の範圍の廣き文字を以て其の大部分を定め而して其細部分ハ他の法律を以て定むると多し之れ其の細部分ハ常よ變更する所多ければあり本條も其の召集の種々なる規則ハ衆議院選舉法よ定むるものなり

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に於てハ勅令を以て之を延長することあるべし

(註釋) 本條ハ帝國議會會期の三ヶ月と定められたれども其必要あるや勅令を以て延長するを得べきものとす其の必要とハ可成止むを得ざるものあるを要す

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし

臨時會の會期を定むるハ勅令に依る

(註釋) 本條ハ臨時會を開くべき場合を定む則ち緊急なる事件よして來年の會期よあすを得ざる場合ありとす而して第八條よ云ふ如く天皇陛下ハ我國の主權者なれば議會の議を経ずして何事をもなすべきものあれば臨時會を開かずして其の必要と認むるとをなすを得べし然れども可成ハ議會を開きて審議するを可ありとす

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會ハ兩院同時に之を行ふべし

衆議院解散を命ぜられたるときハ貴族院ハ同時に停會せらるべし

(註釋) 本條ハ議院の開閉并よ延長ハ兩院よ於て如何あすかを定む而して兩院とも其開閉延長を同ふす蓋し如此なすハ其議事の便を計りてなり衆議院よ於て貴族院よ諮問するともあるべし其際貴族院開院せざるべきハ之を次會よあさるべからず又貴族院よ關しても亦然りとす第二項の衆議院解散をなしたるときハ如き貴族院も同く停會せらるるものなり

第四十五條 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内之を召集すべし

(註釋) 本條ハ議院解散の場合を定むるものにして議院解散あるに於てハ新議員を其の解散の日より五ヶ月内よ於て召集せざるべからずとす之れ議院解散あるものハ其の議院の果して民望ハ協ム議院たるや否の知れざるるとき則ち議事の過激ハ流れ又ハ一方ハ偏して公平を失する如き疑あるときよ於てハ如此議會ハ一國の大事を議せしめ後ち臍を噬むの悔あるも之れを再び救正する能ハざるを以て天皇陛下之を解散して以て公平なる新議院を形リ人民の代表者たる純萃の性質を以て議事を開かしむるものとす然れば議院解散ハ議院自ら懇しき爲めハ解散せらるゝものよして天皇陛下の好んでさすべきものよあらす然れども議院解散の如きハ決して聖徳の美事を添へるものよあらすして反て欠点をなすものなれば潛心注意して以て之を行ハざるを勉めざるべからす

第四十六條 兩議院ハ各其の總議員三分の一以上出席するハ非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

第四十七條 兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なるときは議長ハ決する所に依る

(註釋) 二條ハ議事の天則なる議決法を定めたり之れ大ニ撰擧ハ管して大必要なるものあり若も此の決議法の不可あるときハ撰擧ハ撰擧なりと雖も其の實なく其名のみよして撰擧の利益あらざるあり故ハ此憲法ハ規定するハ尤も適當なりとす
過半數決を以て議決の法となしたり則ち出席人過半數なりとす其他辨明を要せず

第四十八條 兩議院の會議ハ公開す但し政府の要求又ハ其の院の決議に依り秘密會と爲すことを得

(註釋) 議院の會議ハ公開する旨を定めらる之れ一國の政を議するハ毫も秘すべきことよあらざればなり其の議會の如何を世よ知らしめ以て人民よ我國政を知らしむるハ當路政事家の利益なりとす如何とされハ常ニ民間人士と在朝政事家と其の意見を異よし往々甚だしき結果を引起すよ至てハ今日よ至る迄其例の少からざるととす之れ我國狀の如何を知らずして以て在野政事家の妄ニ空理を論するもの多きよよるあり故ハ此等のものよ對してハ議院の議を開かしむる時ハ必ず思半よ過くるとあらん故ハ在野在朝政事家の軋歴を止め而して人民よ國狀を知らしめ政事思想を換起せんとするよ於てハ議事の公開ならざるべからざるものとす而して政府の要求又ハ議院の決議よよりてハ秘密會とさすを得べきものとす蓋し其の議事の公安を害し又ハ風俗を害するとあるよ

よりてあり或は外交上のとよ管して我國の意見の漏洩する恐れある如き時亦秘密會
あすものとす

第四十九條 兩議院の各天皇に上奏することを得

(註釋) 本條の兩議院の天皇陛下に對し上奏し奉るを得る旨を定めらる蓋し政事
する一切の事なりとす故に施政宜きを得ざるべきの直ちに之を上奏して其の事を改
めしめ又其の内閣責任大臣の過失あるに於て之を証實するを得るものとす之れを
衆議院特有權中の彈劾權なりとす之れ衆議院權の實體にして此權をからざるべからざ
るものとす

第五十條 兩議院の臣民より呈出する請願書を受くることを得

(註釋) 臣民の既し已れが意思を代表すべき代議士を撰擇して政事を議さしむるもの
あれば最早や已れの意見の之を政事上奏するを得べきものあるより又更らば請願の道
を許して以て人民の意思を再び聽許するの事複雑に渉るべからざるか然り議論に至て
然るべしと雖も其の代表者たる議員の果して純萃し人望を協ふや否の知るべからず
請願の道と與へたり而して又議員の全國の利益を計りて議するものなれば其の一地方
の習慣等も管せずして議するべし如しときの大に其地方に於て不可あるものなれば

は其地方人民の須らく充分に其の地方の利害を上申して而して審議せらるべきことを望む
の共地方人士のあすべき所ありとす

第五十一條 兩議院の此の憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の整

理に必要なる諸規則を定むることを得

(註釋) 議院の已れ自ら治むるものなれば其の議院内部の整理に必要なる諸規則議事
細則等皆之を定むるを得るものとす

第五十二條 兩議院の議員の議院に於て發言する意見及表決に付

院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其の言論を演説刊行筆
記又ハ其の他の方法を以て公布せらるるときは一般の法律に依り處
分せらるべし

(註釋) 本條の議員の發言の自由なるべき旨を定む議員あるものの一國の利害を管す
る政事を議するものなれば充分に意見を陳述して懐と空ふべきものとす然るも其の
言論に於て制限せらるべきとあるときは遂に其意を盡す能はずして止むに至る如此き
ときは到底議會の實をらざるあり即ち議院に於ての發言の自由なりと定めたるものな
り然れば罵詈謗議議員に於て隨意あるか之れ議員の德義を放任すべきものにして一

國の代議士たるもの豈に輕しく如此とを亦するものあらんや而して之れを議事規則に規定して議事の整理を計るに決して本條に抵觸するものあらざるあり
已に發言の自由なりと雖も之を演説刊行筆記して世に公布するときは其の權利にして其の普通刑法民法の制裁を受けべきものとす議院内に於て發言するに其の權利にして充
分言のざるべからざるも議院以外に之を公布するに毫もなすべき權利はあらざれば亦
り己に權利はあらざれば其の處爲の刑法民法に觸るゝときは其の責任は免るべからざ
るものとす

第五十三條 兩議院の議員の現行犯罪又ハ内亂外患に關する罪を除く

外會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝこととし

(註釋) 本條は議員の其の議院會期中其身体の自由にして之を逮捕するを得ざる旨を
定む之れ前條の主意と同一主意にして議員の議員たる資格にして日本國一部の人民幾
万人の代表者たるものなれば其の議員一身のとの爲め之と逮捕を縛して以て此の議
會を妨ぐるを得ざるものとす然れども其の犯罪の内亂外患罪に關するときは之れを以
て捕縛せざるを得ざるものとす之れ重大ある犯罪あれば如何に代議士の權限は大あり
と雖も之れを默視する能ざるものとす又内亂外患罪に國事犯にして國事犯なるもの
其の犯人の目的を達するときは最早や罰するを得ざるものにして之を猶豫して罰する

を得ざるに至るに抑も不可なるとす故に其の罪の大なるに雖も亦一に其の猶豫し
て罰する能はざるに至るに不可なればなり而して現行犯罪に猶ほ逮捕するものとす之
れ現行犯あるもの直ち之を檢證せざれば其の罪跡の烟滅する恐れあり故に
之れを例外としたり

第五十四條 國務大臣及政府委員の何時よりとも各議院に出席し及

發言することを得

(註釋) 本條は國務大臣及び政府委員の何時たりとも議院に出席して發言し得る旨を
定む之れ元案説明の爲めなると多し而して内閣大臣の如きもの出席せざるを可とす
各國に於ては成るべく書記官を用ゆると云ふ之れ大臣の如きの一國衆望の歸する所な
れば其の人の不辨にして言論澁滞或は過失あるときに於ては大に議員の批難攻撃を受
け其威望を存する多し而して其人雄辨滿場を壓倒するときは遂に内閣の意見行はれて
議院に其の效用を失し反つて内閣大臣の爪牙となるも知るべからず如此とい抑も不可
なり何れは亦も大臣の直ちに議會に出席するに各國禁する所多しと我國之れを禁せ
ずして之を許すに今日の國狀に於ては反つて禁するは勝るものあらん

第四章 國務大臣及樞密顧問

(註釋) 本章は國務大臣と樞密顧問官との權限を定められたり國務大臣の表面に立ち

て一國の政事をなすものとして之れを内閣と云ふ之れ天皇を輔弼し奉り其の責を任ずるものとす其の内閣を政黨内閣とすの可否は世自ら定論あるならん今此は辨せず樞密顧問の之れ天皇陛下の顧問官として其任や輕からずと雖も其の内閣大臣は比するときは其の輕重の大なるものとす内閣の責任内閣として加之政黨内閣なるときは若し一事件過失あり而して斥望を協らざるべき其の内閣を去りて他黨を讓らざるべからざるものとす樞密顧問に至りて如此ものあらざりて只陛下の輔弼たるは過ぎざるなり又内閣の政黨内閣たるるときと雖も其の樞密顧問の其の内閣の去任は從て動くものあらざるなり

第五十五條 國務各大臣の天皇を捕弼し其の責に任す

凡て法律勅令其他國務に關する詔勅の國務大臣の副署を要す

(註釋) 本條の内閣の責任内閣なる旨を定む然れば各大臣の己れの管理する事務即ち内務の事は付きて内務大臣外務の事は付きて外務大臣其の責を任すべきものとす之れ天皇陛下の無責任あれば故に法律勅令等の皆な大臣の責任なれば從て大臣の副署あるを要す若し副署なきときは法律勅令の効力を有するや否し一問題ありと雖も余は法律勅令の効力なきものと思考す

第五十六條 樞密顧問の樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に

應へ重要な國務を審議す

(註釋) 本條の樞密顧問の職務を定む樞密顧問は天皇陛下の心腹として總て天皇陛下の諮詢に應へ重要な國務を審議すべきものとす實に其の人の賢明ある人を要するものとす其の諮詢は應ふるの官制ありて以て會議体は相會して以て質問は應へ奉るものとす此れ若し然らずして一二顧問の咫尺し奉りて應問し奉るときは或は陛下の總明を掩ふものあるも知るべからず古今歴史は其例を見る少からざることとす故に官制によりて應問し奉るの好法規と云ひざるべからず

第五章 司法

(註釋) 本章は統治権の一部分なる司法即ち聽訟斷獄の權を規定せしものなり元來司法權は立法權に於て制定したる法律に依循し社會出來事の是非曲直を判斷するは過ぎざるのみならず猶ほ且つ司法の上長官なる司法大臣は實に一個の行政官吏なるを以て世間動もすれは司法權は立法權に隸屬し兼ねて行政權に隨從し司法權夫れ自ら一已獨立の精神なく常に立法行政兩官の願使に從はざるべからざるものありと論する無識の論者無きよまもあらざるべきを以て今少く辨を費やさん夫れ司法權をして立法權の隸屬なりとせん乎終は或は立法權所定の法を枉くる恐れなきを保すべからず若し又司法權をして行政權に隨從するものなりとせん乎終は公平の

裁判の望むへからざるに至らん何となれ行政官人よして或は被裁判者の地位よ立つことあるへけれなり

之を要するは司法權をして獨立不羈の大權と爲さるる以上の到底公平無私の裁判あるへからざるなり否寧ろ社會は裁判あるものあるへからざるなり是を以て本憲法の特に本章を置き司法權なるもの獨立一派の大權よして立法官以て之を願使すへからず行政官以て之を侵凌すへからざるを明示したり

第五十七條 司法權の天皇の名よ於て法律に依り裁判所之を行ふ
裁判所の構成の法律を以て之を定む

(註釋) 本條の司法權の何を標準とし何れの處よ於て之と實行すへきやを規定したるものなり

(天皇の名よ於て云々)とい既よ已に讀者よ開示したるか如く司法權あるもの獨立不羈の大權力あるを以て素とより之を通常平人は附與すへきものよ非らず宜しく長上の一入は囑附し他行政立法の二權をして各其權衡を保たしめざるへからず然らば則ち司法權を擧げて天皇一人よ全歸すへきの理の昭々乎として明かなり且つや天皇よ於ては統治權を總攬せらる、を以て其統治權の一部分なる司法權を掌握せらる、の敢て噉々を俟たざるへし

夫れ斯の如く既よ司法權の天皇の有せらる、の理昭明爭ふへからずとすれは天皇躬自ら司法權を實行すへきの理なるが如し夫れ然り然りと雖ども天皇の敢て三面六臂の神人よ非らざるを以て一國政府凡百の事務を悉皆躬らし得へきよ非らず必ずや天皇よ代て之を實行する所の者他よ在て存せざるを得ず然らば則ち其天皇の代理人即ち(天皇の名よ於て)之を實行する所の者を是れ何と云ふ曰く謂ふ所の裁判所乃ち是なり之を要するは裁判所なるもの司法省ある一個の行政官廳よ附屬し司法大臣ある一己の行政官吏の指揮よ服従すと雖ども其職務の天皇の代理人たる資格よ於て之を行ふものなり焉んや天皇の裁判は關涉し得る官廳若くは官人の有るあらんや吁々裁判所の執職亦尊大なる哉

(法律よ依り)とい立法權所定の法規よ依違し裁判するの體よして決して司法官自ら自家の意見のみを以て裁判すへからずと云ふが如し夫れ裁判官の假令法理よ通曉し法術運用よ熟達したりと雖ども全國の裁判官を擧げて悉く清廉潔白博學鍊達之士のみありと云ふを得へからざるは勿論裁判官も均く是れ人あり或は愛憎畏懼枉法の沙汰なきを保すへからざるあり故よ法の以て之を標準を指示し法の以て之を發縱を指揮するあくんは終よ公平の裁判の沛然地を掃ひ天皇の眞旨を治達し得ざるに至るへし古昔我邦よ於ては法律よ依るの裁判なく單よ裁判官其人よ據るの裁判ありしものとあるを以て問々或は青砥大岡の明判官なきよしもあらざれども概するよ利己偏私の裁判官のみよして

冤鬼の聲啾々絶つざらしめしが如き之を回顧すれば不覺悚然たるものあり嗚乎世は怖るべき法律に依るべきの裁判にこそ

(裁判所之を行ふ)とあり故に裁判官の直接に天皇を代理するもの非らず其之を代理するものの一は裁判所のみ唯だ裁判所の一個の無形人として自家活動し得べき非らざるを以て亦裁判官ある代表人をして之を實行せしむるは過ぎず畢竟するは吾人の敢て裁判官の裁判を受くるもの非らず又敢て裁判所の裁判を受くるもの非らず天皇即ち大日本皇帝の明判を受くるものあるのみ吁々亦榮ならずや夫れ然り然りと雖ども吾人の法廷に立つや直接に吾人の感覺に刺戟を及ぼすもの素より天皇に非らず亦敢て裁判所もあらず却て最終の裁判官其人は在るを以て裁判官たる者の宜く公平を経とし無私を緯とし唯成法に之れ循ふを知て權威に之れ順ふを知らざるものあらざるべからず是れ次條の依て以て發生する所以あり

第五十八條 裁判官の法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず

裁判官は刑法の宣告又懲戒の處分は由るの外其の職を免せらるべし

懲戒の條規の法律を以て之を定む

(註釋) 本條第一項の裁判官の叙任の事を規定し第二項の免罷の事を規定せるものあり先づ二項を各個に詳論せん

第一項裁判官の撰任○凡う裁判官を任するは法律に定めたる相當の資格を有するものあらざるべからず今其資格を按するは凡左の條件を必要とするが如し

第一日本臣民たるの分限と有するは是れ此分限を有せざる者も猶ほ裁判權を行ひ得るか如くんば所謂外國人は主權を蹂躪せらるるものとして一國の不名譽是れより甚たしきものあらざらんあり

第二私權公權を享有すると即ち白痴癡癲等にて私權を行ひ得ざる者又の犯罪に依て公權を剝奪せられたる者若くは停止せられたるもの凡て官吏と爲るを得ず

第三丁年以上の男兒なると夫れ裁判官に缺くべからざる經驗威嚴の若干年齢に達せざれば概して之を有せざるものと推測したるに在り

第四教育 此教育は普通教育と専門即ち法律の教育を受けたるものあらざるべからず例へば普通教育は於ては高等中學を卒業したる者若くは之と同等の教育を受けたるの証ある者たるを要し法律學は於ては法科大學の卒業若くは私立認可學校の卒業等の証あるを要し猶ほ文官高等試験司法科に及第せざるべからざるか如きは是あり之を要するは右等の資格を有するもの第十條天皇文武官を任免す云々の原則及第十

九條日本臣民の法律命令の定むる所の資格は應じ均しく文武官に任せられ云々の原則に基き裁判官たるを得るものあり

此裁判官撰任の方法を是非する學者一よして足らず或曰く裁判官も亦之れ臣の役たるよ過ぎされい宜く臣民の公擧を委せざるへからすと余惟らく臣民よして適正の裁判官を撰任するよ勝ゆれい之よ若くもの亦きや必せり然れども恐らく臣民の裁判官よ必要缺くへからざる學識經驗威嚴方正等の資格を判斷するよ明かならずして往々會て不適當の撰任を爲すよ至らんと

又或曰君主裁判官を指名し上院之を決定するの制度の最も間然する處なるへしと其願意よ曰く裁判官たるの資格の有無を洞察するの一個の君主却て之を能くし寧ろ識見の一議會よ勝るものあるが如し且つ之を一人の身よ全歸するを以て其一人の能く大任の重きよ勉め名譽を損せざるよ汲々として更よ依怙の偏見を棄て、公平よ指名の從ふの人情よ於て免るへからざる所あり況んや某議會の其指名を案檢可否し専ら不公不平の私心を箝制するよ於てをやと其一人之を指名するの却て利益ありと云ふの余之を首肯す然れども議會の可否決り單よ私心を箝制するよ過ぎすと云ふよ至てい余れ資格具備を以て箝制するの温和よして而良効あるの優れるよ若かざるものと思惟す我制よてい天皇一人文武官を任免するの特權を有せらる、と雖ども亦相當の資格なきものい決して之を叙任し得ざるの制度あり實よ至れり盡せりと云いざるへからず

第二項裁判官の免職○本條よ依るよ裁判官の所謂終身官よして一旦任命せられたる以上其職を退けらる、ことなし但し刑事裁判の宣告又い官吏懲戒の處分を受けしとき此限よあらず

此裁判官を終身官と爲したるの理由の敢て裁判官の地位を尊嚴し置き裁判官として其地位の安危よ掛念する所なからしめ安慮熱心職務よ從事せしめんが爲めよ非らざるや必せり何となれい唯た職務の勉強を欲するよ在るのみなりせい豈よ特よ司法官のみ然るの理あらんや必ず他一般の官吏よ付ても終身官の特權を附與し安慮専心せしめざるへからされいなり然るよ特よ之を司法官よ附與する所以のものい他よ重大なる理由ありて存すればなり理由とい何うや曰く他なし畢竟するよ被裁判者の利益よ基因せしものなるのみ夫れ立法行政司法の三權の實力を看察するよ立法權の法律を制定し之よ司法權よ實行せしめ行政權の裁判所の配置檢察官の設定等を以て司法權を侵凌するの看を爲せりと雖ども獨り司法權よ至てい其實力弱よして他の二權を侵凌するの勢力及期會なきのみならず宜く他權の侵凌を防ぐの策を設けざるへからず若し此策よして存するなくんい間々他權の侵凌よ威服し爲めよ裁判官特質の公平不偏と失却するよ至るや保すへからされいあり此の所謂終身官設定の理由の其侵凌防禦の一策たるよ過ぎざるのみ既よ侵凌防禦の一策よ過ぎすとせば其被裁判者の爲めよ設置したるの理由も釋然として會得せられたるならん今實際の近論を擧げて擧げ之を詳解せん例之い或行政

高官と一己人との争訟を裁判するに當て其行政官の裁判官職務の大概を掌有する人ありと仮定せん平勢ひ裁判官の其地位の安危に掛念し終に良心を背反するの裁斷を爲すに至るや保すべからざるあり

夫れ斯の如き理由なるを以て特は司法官を終身官の尊榮を置き他の行政官との大に懸絶するところあらしめたる所以あり唯夫れ是れのみならず裁判官をして終身官たらしめ永く其職を居らしむるときは特は司法官の必要なる經驗の資を増進せしめ世人の信を増博するの利益あるが如し

本文(懲戒の處分は別は法律を以て之を定む)との彼の官吏懲戒令は依て諭旨免官若くは免職せらるゝを云ふからん尙ほ詳細を知らんと欲せば同令に就て之を見られよ

第五十九條 裁判の對審判決の之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むるを得

(註釋) 本條の裁判公行の原則を明示せられたるものなり凡る裁判審査の二種あつて一を豫審と云ひ一を公判と云ふ豫審の重罪又は輕罪の難雜なる事件に就き最初秘密なれば且つ對審の法を用はず豫審判事之を行ふものにして決して之を公開せず而豫審終結の後或は免職するあり或は重罪裁判所又は輕罪裁判所之を移すあり

公判との其豫審判事より移されたる事件を裁判するものにして即ち對審の審査を用ひ之を公開して傍聴を許し又或は出版して之を公衆に通知するを得而對審との原告人即ち檢察官と被告人と互に辨難攻撃するを云ふあり

又判決との其重罪たると輕罪たるを問はず總て裁判宣告の式を云ふ而以上説明し來りし對審及判決を公開する所以の二つ以て裁判の公平を開指し一は以て裁判官私慾を遠ぶするの邊からしむるに在り

夫れ然り然りと雖ども此對審公開の原則の亦已むを得ざる例外あつて本條但書以下之を規定せり即ち其場合左の如し

第一國家の安寧秩序を紊亂するの虞あるとき例へば政府を轉覆せんとしたりし犯罪事件の場合又は常路の大臣を暗殺せんとしたる犯罪事件の如き言論勢ひ過激を涉り爲めは傍聴人の心思を感動せしめ如何なる後變を醸成するや知るべからざればあり

第二風俗を害するの虞ある時例之は姦通姦淫等猥褻を涉るとききの如き公然之を開示する如く人の自然風儀の嚴正を損じ社會を偏を出すに至ればなり

以上二個の場合の檢察官の請求に依り又は裁判官の職權を以て傍聴を禁ずるの理由を宣言し以て公開を停む若し此二個の場合に非らずして公開を停止したるときは其裁判や無効にして其裁判官や憲法の罪人なり兩判決の場合に於けるも亦同じ

爰に問題あり此傍聴を禁せられしとき新聞其他の出版物に之を記載するの事も併せ

て禁止せられしものあるや否や余は惟らく少數の人ますら禁止せられしもの多數の人(新聞購讀者)よも之を禁止せらるゝ勿論ありと

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すへきものは別に法律を以て之を定む

(註釋) 本條の深く説明を要するものなし凡う裁判所より通常裁判所と特別裁判所とありて通常裁判所とい通常民事刑事の裁判所を云ふならん而特別裁判所とい軍事裁判所即ち軍法會議又ハ行政裁判所(未だ確定せされども)等を云ふなり猶ほ後來商事裁判所又ハ職工裁判所等の設置は遭遇するあらん是れ皆特別裁判所ならざるべし尤も現在の治安裁判所高等法院等を以て特別裁判所と稱呼するものあきま非らずと雖ども本條云ふ處の特別裁判所とい民刑裁判所以外の裁判所を指したるものゝ如し

第六十一條 行政官廳の違法處分自由權利を傷害せられたりとするの訟訴にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すへきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らず

(註釋) 本條の行政裁判所の管轄に屬すへき事件の司法裁判所に於て之を受理せずと云ふは在り然るも未だ我邦より行政裁判法の發布なく從て其の行政裁判所あるものあり

らざるを以て學理上本條の解を下さん尤も行政裁判所の設置あるに至るまでハ行政裁判所の事務ハ内閣に於て之を行ハ府縣參事會の職務ハ府縣知事之を行ふとあり(市制百十二條)

行政官廳とい総て行政事務執行の官衙よて各本省府縣廳郡區役所皆是ナリ違法處分とい法律に背反したる不當處分を云ふ而此處分とい通常の處分と見るへからず宜く行政事務執行の處分と會得せざるへからず假令行政官廳の違法處分よても苟も行政事務執行の處分よ非ざるものハ敢て行政裁判所よ訴ふへきものよ非らず例之ハ府縣廳の建築を請負し者其賃銀の請求を爲す如きハ詰り府縣廳なる一個の法人とい一人との争訟よ過ぎざるを以て之を司法裁判所よ訴へきものとい而して其行政裁判所よ訴ふへき行政官廳の處分とい例ハ直税に關すると行政官の管轄違又ハ越權の取消事件府縣會議員の選舉に關する事件等是あり

而右の行政官廳の處分の爲め特ハ權利を害せられたるを要す故ハ利益を害せられたりと雖ども未だ以て行政裁判所よ訴へ得へきものよ非らず尤も利益を害せられんとき等の請願を爲すハ此限よ非らず

佛國よてハ行政裁判法完備よして同裁判所の如きも之を數種よ分てり第一ハ參事院よして此れハ行政裁判高等法院の姿なり第二ハ普通行政裁判所よして大臣又ハ諸縣の參事局等ハ則ち是より第三ハ特別裁判所よして例ハ會計檢査院、教育高等議會、徵兵檢

査委員の如き是あり

而其行政裁判と司法裁判とを分離するの利益を聽くは曰く行政裁判の徒たよ司法裁判は通曉したる者を以て之を該らしめざるへからず就中特別行政裁判所員の如き専門の事務を適達したるものあらざるへからず是れ司法裁判の旁に行政裁判所の設置あるへからざる所以あり且つ行政裁判の事たる其關係する所廣大なるを以て最も迅速に結了せざるへからざれば司法裁判官の優々を以て安し得べき場合も非らず加之司法の對等獨立の到所期すへからずして其弊を擧げて言ふへからずと

實は如斯きものあり故に我國も亦も早晩行政裁判法の設定あるや期して疑はざることをちなり希ひて早く其好時機を遭遇し讀者と共に其廢を浴せんことを

第六章 會計

(註釋) 夫れ一國あつて一政府あり一政府あつて法令あり陸海軍あり教育あり衛生あり工業あり警察あり裁判あり其他國利民福を増進せんとするは必要なるもの秩序安寧を維持せんとするは缺くへからざる者等無數の事業無限の行為徴逐に到らざるなり然り而此等の行為此等の事業一として費用無くして成就するものあらざれば此乎國費の將さよじむへからざるの理由昭乎たらん夫既又國費己むを得ず然れば吾人國費負擔の

義務も亦將さよ己むを得ざるへし要するは吾人の國費負擔は種々の事業種々の行為に對する報酬なり代價なり焉んり辨償の義務を果さずして可ならんや唯夫れ報酬あり代價あり故に相當の額を拂ふよ止まつて餘分を辨償するの義務なきや勿論の理なり故に我邦に於て祖稅の賦課公債の募集等維新以後全く面目を改めしと雖とも未だ完全一國民の承諾を得ることなかりしか本章記定する如く祖稅は總て帝國議會の協贊を経と云ふが如き最も會計の整頓を致したるものと云ふへし

以上説述し來りし如く一國會計の凡百政務の最上は位し一法一令一事一業皆其制御を受けざるはなく苟くも會計則ち一國財政の法然麻の如くならん乎民人其家よ安んずるを得ず邦國に主權を保持し得ざるよ至るや亦測るへからず要するは會計の一人休戚の繫る處一國存亡の隨ふ處焉んり之を忽し之を輕するを得んや

第六十二條 新に租稅を課し及稅率を變更するは法律を以て之を定むへし

但し報償に屬する行政上の手数料及其の他の收納金は前項の限に在らず

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき

契約を爲すの帝國議會の協賛を経へし

(註釋) 向後新租税を課し及び税額を變更するの法律を以て之を定むとあり而此法律あるもの第三十七條に依て帝國議會の協賛を経るものあり詰り帝國議會にて承認せざるもの一租一税たも擅まよ之を賦課せすと云ふは在り是れ既述し來りしか如く尙も租税として民人の負擔は勝へざる如くんは民人其産業の收穫を強奪せらる、の思を爲し却て遊惰の氣風を養成するに至り延て以て一國の衰弱を因するに至るへけれなり

尤も現在の租税の更は法律を以て變更せざる間少しも異變なし(第六十三條參看)唯後來新賦課する租税のみ議會の協賛を経る所以あり

アグムヌミス嘗て收税の四大原則を擧げたり能く事理は適當するを以て左は讀者に示さん

第一民人の各自受くる所の保護は比例して納税の義務を有す○是れ吾人の既辨し來りしか如く納税の義務は元來相互の義務として所謂保護の代價なれは過剰の租税を強奪せらる、の理なき所以あり然りと雖ども人情出す所少くして得る所多きを望むの已むを得ざる數あるを以て能く國家を治むるの人の可成的租税を薄敷し可成的保護を厚給するか如し

第二各種の租税の必す之を確定し決して不定あるへからす而納税の時期方法及税額等

之を公示し獨り納税者のみならず其他の人よも之を了知せしめざるへからす○若し税額として不定あるときは或は收税官吏姦曲を逞ふし或は納税者の疑惑を迷ふの不都合あり且つ之を廣く明示するの公平を示すの途は於て避くへからざる方法を

第三各種の租税の宜く納税者よ至便ある期節と方法とを以て之を徵收せざるへからす○此納税者よ便利ある時期を必する所以は官民共よ便益ありなり何となれは若し納税者よ不便の時期たも尙ほ徵收するときは勢ひ延引遲滞を免れずして爲めは許多の收税吏を要し幾多の時日を徒費するに至らん

第四徵收の際可及的徵稅費を減少し民人出す所の税金と國庫入る、所の納金と大に徑底あらしむへからす○是レ徵稅費を冗費すること過度にして例へば十萬圓の税額は三四萬圓の徵稅費を要する如くんは實際十萬圓の税額を必要とする場合より十三四萬圓を人民に賦課せざるへからざるに至るへけれなり

以上指示の原則の如く租税の事たる鄭重は加ふるは鄭重と以てし慎重は加ふるは慎重と以てし造次頓沛忽慢は失するの念慮あるへからざるものあり

第五項の曰ふところの夫れ租税の立法權の法律に依て之を定むと雖も行政上の手数料例への試験鑑定の手数料等の如き手数料の報酬たるは過ぎざる官廳よりの課金又は其他の收納金例への官有物拜借料又は運送賃等の如き金額の賦課若くは賦額を増減變更の取て立法權の法律を以てせずと云ふは在り是れ此等も猶ほ立法權の制定を俟つとき

其煩雜云ふへからす且つ概して少額あるものなれりなり

第三項の國債の契約又は豫算に定めたるもの、外に政府の負債とある契約を爲すとき、帝國議會の協賛を経と云ふは在り是れ國庫の負債の民人の負擔を歸するものなるを以て政府擅まらざるを爲さざるあり是亦當理の如し

國債とい内外公債を云ふ元來外公債の如きは非常の場合に概して巨額の金額を募集するものとして其負擔や吾人の勿論吾人の子々孫々に至る迄之を負いしむるや知るべからざるを以て容易に之を募集すべきもの非らず然るに國庫募集其事や敢て難事非らざるを以て動もすれば施政者輕々之を爲すに流れ易きを以て本條帝國議會の協賛を要するに至りたるの亦嘉すべき哉

第六十三條 現行の租税は更なる法律を以て之を改めざる限り舊に依り之を徵收す

(註釋) 本條の既よ第六十二條に於て開示したるが如く向後新に租税を課し若くは税率を變更するとき帝國議會の協賛を経へしと雖ども現行の租税に更なる法律を以て之を變改せざる間の舊の通り徵收すと云ふは在るのみ

第六十四條 國家の歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経

豫算の款項に超過を又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日

帝國議會の承諾を求むるを要す

(註釋) 本條の豫算の事を規定せり條文は依るに日本國の歳入(即ち政府一切の經費)及歳入(即ち租税他一切の收納)の毎年前年度に於て豫算即ち見積りを立て帝國議會の協賛附議を経て之を收入し之を支出すと云ふは在り要するは豫算外の收入を爲さず豫算外の支出を爲さずと云ふを原則とす

依此之を看れば豫算とい一定の時期中に在て支出すべき金と收入すべき金とを途定して之を計算するを云ふ佛人ホリウの言は曰く蓋し政府の歳計を處するや先づ單に收入を徵集するのみを以て足れりとせず必ずや凡百政務の費用を辨給して能く其實を擧げしめざるべからず次に冗費濫出なきを期するのみならず支出の收入は超過することなく猶ほ且つ多少餘利を生じ國家不時の用は供せざるべからず而して此出入相償ひ過不及相無からしむるや實は一個の難事にして一朝理論の能くし得るところ非らず又徒た政府有司の智識量見を以て整理し得べき非らず必ずや實歴を以て成る法規ある在て之を處置せざるを得ず歳計豫算表あるもの即ち此法規なりと故も豫算なきの歳計や到底費金を分配して凡百政務を擧げしめ又冗費濫出之れ無きを保らしめ得ざるべし勿論出入相償へ多少餘利を生ずる等の整理周到を望むべけんやホリウ亦云るあり眞の

歳計豫算の獨り代議政体の國に存するを得るのみ苟も代議政体此外の邦土に於ては歳計豫算あるもの徒たは人民の矚眼を眩惑せしむる虚飾たるに過ぎざるあり其し假令否らすとするも夫れ唯た概算所謂大見積りにして其不精密なるに勿論克く之に依循せしむるの實力を有せざる徒法たる而已と其豫算を尊重するの意以て視るべし

本條は依るは豫算は帝國議會に之を提出すと雖ども其豫算表を制定するの權は政府に在り帝國議會は非らざるなり是れ豫算制定の議政者の能くし得る所は非らずして施政者の能くし得るところあり何となれは實際政務を執行して最も好く必要の費額を詳知し最も好く事業行爲の伸縮緩急を計畫するもの行政官を措て他は在るべからざればなり是を以て議會の止た政府所定の豫算を可否するに在るのみ否之を可否するの權を有すれば豈又敢て之を調制するの權を併せ望まんや況んや之を調制するの事や議會に於て大不便とするに於ておや然れども吾人の其議定權範圍の廣大を望むに於て敢て限涯あらざるあり遠慮せざるあり第六十七條の制限を見よ

又本條は據るは豫算は年々之を制定す是れ一國政府の歳入歳出たるや百年一日の看を爲すもの非らずして進退増減素とより期し得べからざるものあり蓋し其収入は於ては農工商の豊凶盛衰天災地變の來襲侵凌等も依て多少輕重なきを得ず又其支出は於ても行務の伸縮事業の創終若くは政府の失敗等も依て多寡増減なきを得ざればあり

本條は據て一問を起すあり曰く政府の歳入の一は豫算法に依違すと雖ども若し万己むを得ざる事條の爲め豫算法所定の額を超過して支出したるとき又ハ豫算所定以外の出來事の爲め支出したる費用あるときハ如何

此問題を決するに先づ第六十九條を讀者に指示せざるを得ず同條は曰く避くべからざる豫算の不足を補ふ爲め又ハ豫算の外に生したる必要の費用を充つる爲めは豫備費を設くべしと此に依て之を見れば豫算中より一個の豫備費あるものを置き左の場合に之を使用せしむ

第一避くべからざる事條の爲め豫算所定の金額不足を告げたるとき

第二豫算所定外に必要な費用生したるとき

此二個の場合には豫備費を使用するなり而て之を使用したるときは第六十四條は示すか如く後日帝國議會に之を通知して同會の承諾を得ざるべからず

之を要するは豫算以外の收入なく豫算以外の支出なきを原則とす然とも政務の緩急伸縮當然規矩を以て檢束し得べきは非らざるを以て爰は豫備費あるものを置き必要已むを得ざる場合の具は供す然りと雖ども是れ權道に過ぎざるを以て尙ほ議會の承諾を確むる所以なり

夫れ斯の如く豫備費なるもの素とより必要論を待たず然りと雖とも一國の豫備費や決して一己人の豫備費を以て見るべからざるものあり夫れ一己人の豫備費の名に則ち豫

備費なりと雖とも實の支出の豫算は過ぎざるのみ何となれば豫備費あるか爲め却て無用の支出を致せばあり決算の際曾て豫備費の存在を見たることをなけれはあり然れども是固より尤むるは足らず愛ふるを要せず何となれば其金額や鮮少なり其收支の法や量入爲出なり加ふるは支出の多寡一は自身は痛痒を感ずるものあるを以て此は冗費するところありや雖とも彼れは節減するところあるへければあり

然るは一國會計に至ては其金額や巨多あり其收支の法や量入爲出即ち必要的の支出を追ひ必要的の収入を爲すの法なり且つ會計の増減や一も自家の囊裡は輕重を感せざる者の配判は出づるは於て焉んり一己人の豫備費を以て見るを得へけんや吁々豫備費の使川や慎むべし哉

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すへん

(註釋) 豫算の歳入歳出を總記して前年の帝國議會集會の始めに於て先づ之を衆議院に提出するあり(會計法第五條參看)而るとき衆議院の豫算委員其院に於て受取りたる日より十五日以内は審査を終り議院に報告するの手續あり(議院法第四十條)此前きは衆議院に提出する所以の豫算の當否は全國民人は關係を及ぼすもの故隨て之を全國人民の代議士に直に提出するの事理の當然あるのみならず貴族院を前とするときは衆議院議定の後再び監査するの必要を感ずるに至るや明かされはあり

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し

將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

(註釋) 本條は皇室經費の事を規定せり皇室經費は其他の歳出と共に其趣を異にし現在の定額を毎年國庫より支出し彼の第六十四條國家の歳出入り毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経と云ふ原則は反對するものあり是れ皇室經費たる毎年必ず支出するの費用にして且つ若し議會に於て擅まれば廢除削減等を試むるに至るときは實は帝家の威稜尊嚴を冒瀆するものなれはなり

夫れ然り然りと雖ども其經費負擔の歸する處の一は人民に在りて且つ既に第六十二條に於て租税の賦課及税率變更の議會の協賛を経るの原則を示したるを以て仮令皇室經費といふ云へ向後増額を要する場合の議會の協賛を経るを以て事理の當然と爲し本條特は(將來増額を要する場合を除くの外云々)としたる所以あり

第六十七條 憲法上の大權に基づける既定の歳出及法律の結果に由

り又ハ法律上政府の義務に屬する歳出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減することを得ず

(註釋) 左の歳出は帝國議會豫算を議定するに當て政府の同意なくして擅まれば之を廢除し之を削減するを得ず

第一憲法上の大權に基づける既定の歳出○此は前條の皇室經費を云ふ而して其然る所

以の前條に説述したるを以て爰に贅せず

第二法律の結果より由る歳出○此の憲法其他の法律あるか爲めは必然要する所の歳出を云ふ例への憲法に於て司法權の裁判所より於て之を行ふとあれは直に裁判所より要する歳出を生じ又帝國議會の協賛を以て立法權を行ふと云への直には帝國議會より要する歳出を生じ其他諸省の費用直轄事業の費用の如き皆此歳出ならざるのなし而て此等の歳出を帝國議會扱ふ、廢除削減し得ざる所以のものは一は以て法律の威嚴を存し一は以て事物の運轉を阻害せしめざるに在るならん

第三法律上政府の義務に屬する歳出○此の法律上辨償せざるへからざる政府の負債として例への内外公債の元利償還又の文武官の恩給年金又の余録等の歳出を云ふ而此等の歳出を廢除削減し得ざる所以の政府債主として不安の思念を懷かしめ終に政府の不信用を來し動もすれに延て一國の安寧を害するに至るや保すへからされたり之を要するより以上三個の歳出に其關係する處甚大なるを以て議會恣ま、之を廢除し盡し又の減額等爲すを得ず尤も政府の同意を得れば格別なりとす

第六十八條 特別の須要に因り政府の豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

(註釋) 本條は繼續費の事を規定す繼續費とい例への數年を期して竣功すべき工事製

造及其他の事業に使用する經費にして豫め總額の豫算を立て帝國議會の協賛を経取て年々議會の協賛を要せざるものを云ふ而其毎年度の仕拂殘額を竣功年度まで遞次繰越使用するものとす(會計法第二十二條)

是れ數年を要する工事製造の如きの數年を目的として一年一月を目的とせざる者故其事業の緩急一定ならざるを常とするものなれば隨て其費用の如きも或は一年より多く或は一年より少き等あきを得ず故に最初總額を立て年々繰越使用するの一方より至便にして一方より中途減廢の危難を免るゝの利益あり

第六十九條 避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又の豫算の外に

生ずる必要の費用を充つる爲に豫備費を設くべし

(註釋) 本條は豫算費の事よきて既に第六十四條に於て詳説したるを以て敢て之を茲に復せず

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府の帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於て次の會期に於て帝國會議を提出し其の承諾を

求むるを要す

(註釋) 本條ハ非常の例外として一ニ敕令を以て法律と効を同ふする財政上の處分を爲し能る場合あり而其場合とい公共の安全を保持する爲め緊要危急の場合よ於て且つ内証外患等の情形よて政府ハ帝國議會を召集すること能はざる場合は是れ此場合よハ議會の協賛を待たず直ニ敕令を以て財政に必要の處分を爲すものよじて第六十二條第六十四條第六十五條第六十六條二項等ハ例外となるものあり是れ實際已むを得ざるへし何となれハ若し議會の協賛を待たんとせん乎既ニ國家を擧げて滅亡よ歸せしむるや知るへからされハあり

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府ハ前年度の豫算を施行すへし

(註釋) 本條亦第六十四條の例外として既ニ前年度よ於て一度施行したる豫算を再び今年度よ適用すと云ふ場合なり是れ議會よ於て豫算を議定せず又ハ政府よ於て豫算を成立せざるよ依り到底今年度の豫算よ依循する能はざるを以て己むを得ず舊豫算を用ゆる所以あり

余惟らく死馬の骨を千金よ購ふハ愧あり既ニ死したる豫算を再用するハ本條なり相駢て非常の例外と爲すものと云はざるへけんや然れとも愧や敢て死馬の骨を愛するもの

よ非ず余亦本條の場合を望まず夫れ死せる豫算を再用すへからざるの理ハ余の既ニ第六十四條よ於て讀者よ示したる所あり(第六十四條豫算ハ毎年云々の解釋)然るよ本條よ至て而ちよ死せる豫算を再用せざるへからざるの場合よ邂逅せり而其場合の由て來る原因を案するよ曰く帝國議會よて豫算を議定せずと然り帝國議會よて豫算を議定せされハ到府新豫算よきハ勿論あり然りと雖ども何を以て帝國議會ハ之を議定せざるや時間短少よして議定し能はざるの故乎將又豫算案不當あるか故乎吾人ハ之を知らず曰く政府よて豫算を調制せずと然り政府よて豫算を調制せざれば其豫算よきや勿論あり然りと雖ども何を以て政府ハ之を調制せざるや多忙調制の遑なかりしの故乎將又他よ重大の事變ありしの故乎吾人ハ之を知らず

第七十二條 國家の歳出入の決算は會計検査院之を検査確定し政府

は其の検査報告と俱に之を帝國議會よ提出すへし
會計検査院の組織及職權ハ法律を以て之を定む

(註釋) 第六章中最終の本條よ於て歳計決算の事を規定せり其歳計決算ハ會計検査院よ於て猶ほ誤謬よきを検査し保証したる後政府ハ決算表と會計検査院の検査報告とを俱ニ帝國議會よ提出する順序あり
抑も決算ハ要たる豫算よ讓る處よきのとからず寧ろ却て超越するところあるか如し實

は決算の歳入歳出の總額を精算し國費の多寡收納の厚薄を了知し一より前年諸政の得失を知り一より後年施政の方嚮を定むるの標準を爲すものあるを以て苟も決算として其精告くるあくんの勢ひ後年收支の精豫算を立て得ざるや必せり是を以て決算なるもの宜く收支の實況を報告し其間決して虚構あるへからざるの勿論況く天下は公示して外其正確を示し内其戒慎を加ふるの則と爲さるへからず加之前より會計検査院なる一種司法の性格を有する検査官の保証確定を経後より帝國議會の承認を経るに至り決算の完美盡し得て餘蘊なきか如し

第二項の別は説明するところあり

第七章 補則

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるとき勅令を以て議案を帝國議會の議に付すべし

此の場合に於て兩議院の各々其の總員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず

(註釋) 本條の憲法改正の條規あり夫れ憲法の國民人の最大幸福を主眼とするの勿

論歴史上の沿革と風俗習慣とは基いて制定したる永遠不磨の大典なれば全然之を變換するを得ず彼の佛國の如く憲法を改正すること十數回に至る如くんは實は秩序を紊亂し福祉を破却する鮮甚ならずして其國の存亡を得て知るへからざるものあり

然りと雖ども人事世運の進歩するや昨日の金瓶玉條も今日の徒法死律に至るべきを保證す故に將來此憲法の條章を改正せんとするとき天皇之を發議して議會の協賛を経る所以なり尤も英國に於ては國會憲法を改正するの權あること猶ほ他の法律に異るところありと雖ども是れ主權國會に在るの致す所にして主權天皇に在る我が日本帝國の大よ日を其まて語るべきものあり唯り我邦のみならず米州の如きも憲法其者か最上權なるを以て容易に憲法改正を試み得ざるあり

我憲法に於ても憲法改正の元とより一大事件あるを以て其議定の如き大に普通と異るところあり第二項より曰く兩議院の各々總員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず是第四十六條總議員三分の一以上出席すれば開議議決を得と云へる原則は例外するものあり以て議事の鄭重を見るべし

又曰く出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず是れ第四十七條兩議院の議事の過半数を以て決すと云へる原則は例外せるものあり

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず

皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず

(註釋) 是れ皇室典範あるものは詰り帝家の内規も過ぎざるを以て敢て之を人民も論議して改正すべき性質のもの非されり

其二項の抑も憲法なるもの天皇のみ改正するの大權を有せられ天皇の諸子孫猶ほ改正し得ざる大典あり帝家自製の皇室典範を以て憲法を變更し得ざるの理の當然あるもの、如し

第七十五條 憲法及皇室典範の攝政を置くの間之を變更することを得ず

(註釋) 是れ攝政の第十七條よて天皇の名よ於て大權を行ふものありと雖も詰り天皇の代理人後見人も過ぎざるを以て此永遠不磨の大典を變更し得ずとしたる所以あり以上三條を以て憲法の容易も變更し得ざるの事を規定せり

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず此の憲法を矛盾せざる現行の法令は總て遵出の効力を有す

歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令の總て第六十七條の例に依る

欠

MISSING

ハ議事を開くこと能はざるあり又其出席員の三分の二已上の多き數を得るハ非ざれば改正するの議決を爲すことを得ざるなり

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議と經るを要せず

皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず

(解) 皇室の典範とい天子の家規則なり之れらの改正ハ帝國議會の決議を必要とせざるなり即ち議會を經るよ及ばざるなり

第二項 皇室典範を以ても亦此の憲法を變ずることを得ざるあり

第七十五條 憲法及皇室典範の攝政と云ふものを置くの間之と變更することを得ず

(解) 憲法及皇室典範の攝政と云ふものを置くの間之を改め變ずることを得ざるあり攝政の出で后ち初めて變更改良するを得るものなり

第七十六條 法律規則命令又の何等の名稱を用ひたるよ拘らず此の憲法よ矛盾せざる現行の法令の總て理由の効力を有す

皇山上政府の義務を備る現在の契約又の命令の總て第六十七條の例に依る

議院法

第一章 帝國議會の召集成立及開會

第一條 帝國議會召集の勅諭の集會の期日を定め少くとも四十日前之を發布すへし

第二條 議員の召集の勅諭は指定したる期日より於て各議院の會堂に集會すへし

第三條 衆議院の議長副議長の其の院に於て各々三名の候補者を撰舉せしめ其中より之を勅任すへし

議長副議長の勅任せらるゝまでの書記官長議長の職務を行ふへし

第四條 各議院の抽籤法は依り總議員を數部に分割し每部より長一名を部員中より於て互選す

へし

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふへし

第六條 前條の場合に於て貴族院議長の議長職務を行ふへし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長の各々一員とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る

第九條 衆議院の議長副議長辭職又は其の他の事故より闕位とありたるとき其の繼任者の任期は仍前任者より任期に依る

第十條 各議院の議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

第十一條 議長は議會閉會の間は於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會に出席し發言することを得但し表決の數は預めらる

第十三條 各議院は於て議長副議長俱ふ故障あるとき其の假議長を撰舉し議長の職務を行ふ
しむべし

第十五條 各議院の議長副議長は任期満限に達するも後任者の勅任せらるゝまでの仍舊の
職務を繼續すべし

第十六條 各議院は書記官長一人書記官數人を置く

書記官長の勅任とし書記官の奏任とし

第十七條 書記官長の議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公文に署名す

書記官の議事録及其の他の文書案を作り事務を掌理す

書記官の外他の必要ある職員は書記官長之を任す

第十八條 兩議院の經費は國庫より之を支出す

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院の議長の歳費として四千圓副議長は二千圓貴族院の被撰及勅任議員は

議院の議員は八百圓を受け別定むる所の規則に従ひ旅費を受く但し召集に應せざる者
の歳費を受くることを得ず

議長副議長及議員の歳費を辭することを得ず

官吏として議員たる者は歳費を受くることを得ず

第二十五條の場合に於ては第一項歳費の外議院の定むる所は依り一日五圓より多からざ
る手當を受く

第四章 委員

第二十條 各議院の委員は全院議員常任委員及特別委員の三類とす

全院委員は議院の全員を以て委員と爲すものとす

常任委員の事務の必要に依り之を數科に分割し負擔の事件を審査する爲は各部に於て同

數の委員を總議員中より撰舉し一會期中其の任に在るものとす

特別委員の一事件を審査する爲は議院の撰舉を以て特に付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長は一會期ごとく開會の始に於て之を撰舉す

常任委員長及特別委員長の各委員會に於て之を互撰す

第二十二條 全院委員會の議院三分の一以上常任委員會及特別委員會の其の委員半数以上出席するよ非されの議事を開き議決を爲すことを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會の議員の外傍聴を禁ず但し委員會の決議より議員の傍聴を禁ずることを得

第二十四條 各委員長の委員會の経過及結果を議院に報告すべし

第二十五條 各議院の政府の要求より依り又其の同意を経て議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむることを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長の議事日程を定めて之を議院に報告す

議事日程の政府より提出したる議案を先すべし但し他の議事緊急の場合に於て政府の同意を得たるときは此の限を在らず

第二十七條 法律の議案の三讀會を経て之を議決すべし但し政府の要求若し議員十人以上

の要求より議院に於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案の委員の審査を経ずして之を議決するを得ず但し緊急の場合に於て政府の要求より出るもの此の限を在らず

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するもの二十人以上の賛成あるよ非されの議題を爲すことを得ず

第三十條 政府の何時たりとも既し提出したる議案を修正し又撤回することを得

第三十一條 凡て議案の最後議決したる議院の議長より國務大臣を経由して之を奏上すべし

但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときは第五十四條第二項の規定に依る

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるるもの次の會期まで公布せらるべし

第六章 停會閉會

四十四

第三十三條 政府の何時たりとも十五日以内、於て議院の停會を命ずることを得
議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すべし

第三十四條 衆議院の解散は依り貴族院は停會を命じたる場合は於て前條第二項の例に依らず

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に至らざるものは後會は繼續せず但し第二十五條の場合に於て此の限は在らず

第三十六條 閉會の勅命は由り兩議院合會に於て之を舉行すべし

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院の會議は左の場合に於て公開を停むることを得

- 一 議長又は議員十人以上の發議は由り議院之を可決したるとき
- 二 政府より要求を受けたるとき

第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したる時の議長は直に傍聴人を退

去せしめ討論と用ひずして可否の決を取るべし

第三十九條 秘密會議の刊行することを許さず

第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委員の其の院に於て受取りたる日より十五日以内は審査を終り議院に報告すべし

第四十一條 豫算案は就き議院の會議に於て修正の動議を發するもの三十人以上の賛成あるは非されの議題と爲すことを得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言の何時たりとも之を許すべし但し之が爲る議員の演説を中止せしむることを得ず

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員の何時たりとも委員會に出席し意見を述べることが得

第四十四條 委員會の議長を經由して政府委員の説明を求むることを得

四十五

第四十五條 國務大臣及政府委員の議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預か
らざ

第四十六條 常任委員會又は特別委員會を開くとき毎會委員長より其の主任の國務大臣
及政府委員を報知すべし

第四十七條 議事日程及議事に関する報告の議員を分配すると同時之を國務大臣及政府委
員を送付すべし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむとするとき三十人以上の賛成者ある
を要す

質問の簡明なる主意書を作り賛成者と共連署して之を議長に提出すべし

第四十九條 質問主意書の議長之を政府に轉送し國務大臣の直に答辨を爲し又は答辨すべ
き期日を定め若答辨を爲さざるとき其の理由を示明すべし

第五十條 國務大臣の答辨を得又の答辨を得ざるとき質問の事件に付議員の建議の動

議を爲すことを得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏せむとするとき其の文書を奉呈し又の議長を以て總代とし謁見を請
ひ之を奉呈することを得

各議院の建議の文書を以て政府に呈出すべし

第五十二條 各議院に於て上奏又の建議の動議の三十人以上の賛成あるも非されの議題を
爲すことを得す

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を付するの兩議院の内何れを先にするも便宜に依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又の修正して議決したるとき乙議院に之
を移すべし乙議院に於て甲議院の議決に同意し又の否決したるとき之を奏上すると同

時甲議院に通知すべし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるとき之を甲議院に通知すべし

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときは之を甲議院に回付すへし甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上すると同時に乙議院に通知すへし若之に同意せざるときは兩院協議會を開くことを求むへし

甲議院より協議會を開くことを求むるときは乙議院に之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會に兩議院より各十人以下同数の委員を撰舉し會同せしむ委員の協議案成立するときの議案を政府より受取り又は提出したる甲議院に於て先づ之を決し次乙議院に移すへし

協議會に於て成立したる成案に對しては更に修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長は何時たりとも兩院協議會に出席して意見を述べふことを得

第五十八條 兩院協議會の傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取るに無名投票を用ひ可決同數あるときは議長の議する所を依る

第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員に於て各々一員を互撰し毎會更代して席に當らしむへし其の初會に於ける議長は抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程に其の協議に依り之を定むへし

第十三章 請願

第六十二條 各議院に呈出する人民の請願書の議員の紹介に依り議院之を受取るへし

第六十三條 請願書に各議院に於て請願委員を付し之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合はずと認むるときは議長の紹介の議員を経て之却下すへし

第六十四條 請願委員は請願文書表を作り其の要領を録し毎週一回議院に報告すへし

請願委員特別の報告に依れる要求又は議員三十人以上の要求あるときは各議院に其の請願事件を會議し付すへし

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むることを得

第六十六條 法律は依り法人と認められたる者を除く外總代の名義を以てする請願の各議院之を受くることを得ず

第六十七條 各議院の憲法を變更するの請願を受くることを得ず

第六十八條 請願書の總て哀願の體式を用うべし若し請願の名義は依らず若し其の體式は違ふもの各議院之を受くることを得ず

第六十九條 請願書よして皇室に對し不敬の語を用ひ政府又の議院に對し侮辱の語を用ひるもの各議院之を受くることを得ず

第七十條 各議院の司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず

第七十一條 各議院の各別は請願を受け互は相干預せず

第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院の人民に對て告示を發することを得ず

第七十三條 各議院の審査の爲に人民を召喚し及議員を派出することを得ず

第七十四條 各議院より審査の爲に政府に對て必要な報告又の文書を求むるときは政府

の秘密に渉るものを除く外其の求む應ずべし

第七十五條 各議院の國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に對て照會往復することを得ず

第十五章 退職及議員資格の異議

第十五章 退職及議員資格の異議

第七十六條 衆議院の議員として貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たることを得ざる職務に任せられたるときは退職者とす

第七十七條 衆議院の議員として撰擧法に記載したる被撰の資格を失ひたるときは退職者とす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格を付異議を生じたるるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すべし

第七十九條 裁判所に於て當撰訴訟の裁判手續を爲したるもの衆議院に於て同一事件に付審査することを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるゝに至るまでの議院に於て位列及發言の

權を失ひす但し自身の資格審査に關する會議に對しての辯明することを得るも其の表決に預かることを得ず

第十六章 請假辭職及補闕

第八十一條 各議員の議長の一週間を超へざる議員の請假を許可することを得其の一週間を超ゆるもの議院に於て之を許可す期限なきもの之を許可することを得ず

第八十二條 各議院の議員の正當の理由を以て議長は届出ずして會議又の委員會に闕席することを得ず

第八十三條 衆議院の議員の辭職を許可することを得

第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員に闕員を生じたるときの議長より内務大臣は通牒し補闕撰舉を求むべし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せむか爲内部警察の權に此の法律及各議院に於て定むる所の規則に從ひ議長之を施行す

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏に政府之を派出し議長の指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若の議事規則に違ひ其の他議場の秩序を紊るとき議長之を警戒し又の制止し又の發言を取消せしむ命に從ひるとき議長は當日の會議を終るまで發言を禁止し又の議場の外に退去せしむることを得

第八十八條 議場騷擾にして整理し難きとき議長は當日の會議を中止し又の之を閉つることを得

第八十九條 傍聽人議場の妨害を爲す者あるとき議長は之を退場せしめ必要なる場合に於て之を警察官聽し引渡さしむることを得

傍聽席騷擾なるとき議長は總ての傍聽人を退場せしむることを得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるとき國務大臣政府委員及議員の議長の注意を喚起することを得

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論說を爲すことを得ず

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得ず及他人の身上に涉り言論すること

を得ず

第九十三條 議院又の委員會よ於て誹毀侮辱を被りたる議員の之を議院よ訴へて處分を求むへし私よ相報復することを得ず

第十八章 懲罰

第九十四條 各議員の其の議員よ對し懲罰の權を有す

第九十五條 各議院よ於て懲罰事犯を審査する爲よ懲罰委員を設く

懲罰事犯あるとき議長の先づ之を委員よ付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告す

各委員會又の各部よ於て懲罰事犯あるとき委員長又の部長の之を議長よ報告し處分を

求むへし

第九十六條 懲罰の左の如し

- 一 公開したる議場よ於て譴責す
- 二 公開したる諸場よ於て適當の謝辭と表せしむ
- 三 一定の時間出席を停止す

四 除名

衆議院よ於て除名の出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すへし

第九十七條 衆議員の除名の議員再選よ當る者を拒むことを得ず

第九十八條 議員の二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰の動議の事犯ありし後三日以内よ之を爲すへし

第九十九條 議員正當の理由なくして勅諭よ指定したる期日後一週内よ召集よ應せざる

よ由り又の正當の理由なくして會議又の委員會よ闕席するよ由り若の請暇の期限を過ぎ

たるよ由り議長より特よ招狀を發し其の招狀を受けたる後一週内よ仍故なく出席せざ

る者の貴族院よ於ての其の出席を停止し上奏して勅裁を請ふべく衆議院よ於ての之を除

名すべし

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院の議員ハ各府縣の撰舉區ニ於テ之を撰舉セシム其の撰舉區及各撰舉區ニ於テ撰舉スヘキ定員ハ此の法律の附録を以テ之を定ム

第二條 府縣知事ハ其の府縣の撰舉區の撰舉を監督ス
一撰舉區の撰舉ハ郡長又ハ市長其の撰舉長トナリ之ヲ管理ス

第三條 一撰舉區ニシテ數郡市ヲ涉ルときハ府縣知事ハ其の郡長又ハ市長の一人を命ジ撰舉長トラシムヘシ

第四條 一市の域内ニ於テ數撰舉區あるときハ府縣知事ハ區長をして其の撰舉長トラシムヘシ

第五條 撰舉ニ關ル費用ハ地方税を以テ支辨スヘシ
第二章 撰舉人の資格

第六條 撰舉人ハ左の資格を備ふることを要ス
第一 日本臣民の男子ニシテ年齡滿二十五歲以上の者

第二 撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内ニ於テ本籍を定め住居シ仍引

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選舉法及附録ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併シテ帝國議會
ノ召集スルノ年ヨリ本法ニ依リ選舉ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年三月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 逓信大臣 伯爵榎本武揚

第一條 衆議院の議員ハ各府縣の撰舉區ニ於て之を撰舉せしむ其の撰舉區及各撰舉區ニ於て撰舉すべき定員ハ此の法律の附録を以て之を定む

第二條 府縣知事ハ其の府縣の撰舉區の撰舉を監督す

一撰舉區の撰舉ハ郡長又ハ市長其の撰舉長となり之を管理す

第三條 一撰舉區ニ於て數郡市ニ涉るときハ府縣知事ハ其の郡長又ハ市長の一人を命じ撰舉長たらしむへし

第四條 一市の域内ニ於て數撰舉區あるときハ府縣知事ハ區長をして其の撰舉長たらしむへし

第五條 撰舉ニ關する費用ハ地方税を以て支辨すへし

第二章 撰舉人の資格

第六條 撰舉人ハ左の資格を備ふることを要す

第一 日本臣民の男子にして年齢滿二十五歳以上の者

第二 撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内ニ於て本籍を定め住居し仍引

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選舉法及附録ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ帝國議會ヲ召集スルノ年ヨリ本法ニ依リ選舉ヲ施行セシムヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黑田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 子爵森有禮
- 遞信大臣 子爵榎本武揚

續き住居する者

第三 撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内よ於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者

但し所得稅を付て人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第七條 家督かとくよ由り財產さいざんを相續したる者其の財產を付前財產主の納稅額を以て其の納稅資格を算入す

第三章 被撰人の資格

第八條 被撰人たることを得る者日本臣民の男子滿三十歳以上よ於て撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の撰舉府縣内よ於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるへし

但し所得稅を付て人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第九條 宮内官裁判官會計検査官收税官及警察官の被撰人たることを得ず

前項の外の官吏の其の職務に妨げざる限り議員と相兼ねることを得

第十條 府縣及郡の官吏の其の管轄区域内に於て被撰人たることを得ず

第十一條 撰擧の管理に關係する市町村の吏員の其の撰擧區に於て被撰人たることを得ず

第十二條 神官及諸宗の僧侶又の教師の被撰人たることを得ず

第十三條 府縣會の議員として衆議院の議員に撰擧せられ當撰を承諾したるときに其の前職を辭すべきものとす

第四章 撰擧人及被撰人を通ずる規定

第十四條 左の項の一に觸るゝ者の撰擧人及被撰人たることを得ず

一 瘋癲白癡の者

二 身代限の處分を受け賃債の義務を免れざる者

三 公權を剝奪せられたる者又の停止中の者

四 禁錮の刑に處せられ滿期の後又の赦免の後滿三年を経ざる者

五 舊法に依り一年以上の懲役若の國事犯禁獄の刑に處せられ滿期の後又の赦免の後滿三年を経ざる者

六 賭博犯により處刑を受け滿期の後又の赦免の後滿三年を経ざる者

七 選擧に關する犯罪により選擧權及被選權の停止中の者

第十五條 陸海軍軍人の現役中選擧權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其の休職停職に在る者亦同じ

第十六條 華族の當主の衆議員議員の選擧人及被選人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受け拘留又の保釋中に在る者の其の裁判確定に至るまで選擧權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 選擧人名簿

第十八條 撰擧長の毎年四月一日を期とし各町村長をして一の投票區域内に於て撰擧資格を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月二十日まで其の一本を差出さしむべし

撰擧人名簿に撰擧人の姓名官位職業身分住所生年月納むる所の直接國税の總額并に納税

地を記載すへし

第十九條 市は於て左の方法に依り撰舉人名簿を調製すへし

第一 一市又ハ市内の一區を以て一撰舉區と爲したる場合は於てハ撰舉長其の人名簿を調製すへし

第二 市内ある數區を合して一選舉區と爲したる場合は於てハ各區長をして其の區内の人名簿を調製し選舉長に差出さしむへし

第三 郡市を合して一選舉區と爲したる場合は於て郡長其の選舉長とありたるときハ市長をして其の人名簿を調製し之を差出さしむへし

第四 第三の場合に於て市長其の選舉長とありたるときは市長其の市内の人名簿を調製すへし

第二十條 選舉人其の住居する投票區域の外に於て直接國税を納むるときハ納税地の町村長又ハ市長若ハ區長の證狀を得て選舉人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町村長又ハ市長若ハ區長に差出すへし

第二十一條 選舉長ハ各町村長又ハ市長若ハ區長より差出したる選舉人名簿を合し一選舉區を以て一冊とし選舉管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所に備置き其の副本を府縣知事に送致すへし

第二十二條 選舉長ハ毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其の選舉管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所に於て縦覽せしむへし

第二十三條 凡て撰舉資格ある者撰舉人名簿に於て人名の脱漏又ハ誤載あることと發見したるときハ其理由書及證憑を具へて縦覽期限内に選舉長に申立て其の改正を求むることを得

縦覽期限を經過したる後前項の申立を爲すも其の効なし

第二十四條 選舉長に於て脱漏の申立を受けたるときハ其の理由及證憑を審査し申立を受けたる日より二十日以内之を判定すべし若其の申立を以て正當なりと判定したるときハ直其の人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又ハ市長若ハ區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

第二十五條 選舉長は於て誤載の申立を受けたるときは其の理由及證據を審査し必要ある場合に於ては申立人又の被告人を召喚審問し申立を受けたる日より二十日以内之を判定すべし若誤載なりと判定したるときは直之を削除し其の由を被告人所在地の町村長又の市長若の區長に通知し併せて選舉區内を告示すべし

第二十六條 申立人又の被告人は於て選舉長の判定を服せざるるときは選舉長を被告と爲し判定の日より七日以内は始審裁判所に出訴することを得

第二十七條 始審裁判所は於て前條の訴訟を受取りたるときは他の訴訟の順序は拘らず速に其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判に控訴することを許さず但し大審院に上告することを得

第二十九條 選舉人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日まで之を据置くべし但し裁判官證書を依り改正すべきものハ選舉長は於て其の言渡書を受取りたる時より二十四時内之を改正し其の由を申立人又の被告人所在地の町村長又の市長若の區長に通知し併せて選舉區内を告示すべし

第六章 選舉の期日及投票所

第三十條 選舉の投票は通常七月一日之を行ふ但し衆議院解散を命ぜられたるときは勅令を以て臨時選舉の期日を定め少くとも三十日以前は公布すべし

第三十一條 投票所の町村役場又の町村長の指定したる場所は於て之を設け町村長之を管理す

第三十二條 一町村に於て選舉人少數にして一の投票所を設くるに足らざるるときは數町村を合併することを得

此の場合に於ては郡長の府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並に投票所管理の町村長を指定すべし

第三十三條 町村長の其の管理する投票區域内は於ける選舉人中より立會人二名以上五名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前之を本人に通知し選舉の當日投票所に參會せしむるべし

立會人の正當の事故なくして其の職を辭することを得ず

第七章 投票

第三十四條 投票の午前七時より始め午後六時より終る

第三十五條 投票函の二重の蓋を造り二種の鑰を設け其の一の町村長之を管守し其の一の立會人之を管守すべし

第三十六條 町村長の投票の初より當り立會人と共に參會したる撰舉人の面前より於て投票函を開き其の空虛あることを示すべし

第三十七條 撰舉人の撰舉の當日日本人自ら投票所より至り選舉人名簿の對照を経て投票すべし

第三十八條 投票用紙の各府縣各々一定の式を用ひ選舉の當日投票所より於て町村長より之を各選舉人より交附すべし

選舉人の投票所より於て投票用紙より被選人の姓名を記載し次より自己の姓名住所を記載し捺印すべし

第三十九條 選舉人よりして文字を書すること能はざる由を申立つるときは町村長の吏員をして代書せしめ之を本人より讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書より記載すべし

第四十條 二人以上の議員を選舉すべき選舉區より於ての連名投票を用うべし

第四十一條 選舉人名簿より記載せられたる者の外投票することを得ず但し選舉人名簿より記載せらるべき裁判官渡書を所持し選舉の當日投票所より至る者あるときは町村長の投票用紙を交附し投票せしめ其の由を投票明細書より記載すべし

第四十二條 投票終るの時期より至りたるときは町村長の其の由を告げ投票函を閉鎖すべし
票函閉鎖の後より總て投票することを許さず

第四十三條 町村長の投票明細書を作り投票に關する一切の事項を記載し立會人と共に署名すべし

第四十四條 町村長より一名又は數名の立會人と共に投票の翌日投票函及投票明細書を併せて選舉管理の郡役所又は市役所若しくは區役所より送致すべし

第四十五條 一撰舉區内よりある島嶼として前條の期限内より投票函を送致すること能はざる

府縣知事の人名簿確定の日より選挙の期日までの間、於て適宜其の投票の日を定め選挙會の期日まで其の投票函を送致せしむることを得

第八章 選挙會

第四十六條 選挙會の選挙管理の郡役所又の市役所若くは區役所、於て之を開く

第四十七條 選挙長の各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選挙委員三名以下を定むべし

第四十八條 選挙長の投票函送達の日、選挙委員立會の上各投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すべし、若投票と投票人との總數に差異を生じたるるとき、其の由を選挙管理書に記載すべし

第四十九條 總數の計算を終りたるとき、選挙長の選挙委員と共に投票を點檢すべし

第五十條 各選挙區の選挙人の選挙會を參觀を求むることを得

第五十一條 左に掲ぐる投票は無効とす

一 人名簿に記載なき者の投票、但し裁判言渡書所持したるに依り投票したる者の

此の限を在らす

二 成規の用紙を用ひざるもの

三 撰舉人自己の姓名を記載せざるもの

四 資格なき被選人の姓名を記載するもの、但し連名投票を列記する人員中資格ある者よ付て、其の効あるものとす

五 誤字又の汚染塗抹毀損に依り記載する所の選挙人又の被選人の姓名を認知すべからざるもの、但し通常の假名字を用ひ又の誤字に係るも、明に其の姓名を認知することを得るもの、此の限を在らす

六 第三十八條第二項に規定したる外他の文字を記載したるもの、但し被選人の指名を誤らざる爲に、其の官位職業身分住所を附記し又の敬稱を用ひたるもの、此の限を在らす

第五十二條 投票効力の有無に付疑義あるとき、選挙委員の意見を聞き、選挙長之を決定す、此の決定に對しては、選挙會場に於て異議を申立つることを得ず

無効の投票の棟線ちゆうせんを加へ其の由を撰舉明細書に記載し一箇年間保存し期限を満したる後之を焼棄やうさいすべし

第五十二條 一投票よして其の選舉すべき定員より多き被撰人の姓名を記載したるときは其の定員を超えたる人名を末尾まつひより除却ちりやくすべし

第五十三條 投票よして其の選舉すべき定員は足らざるときは現に記録したる者のみを計算すべし一人の姓名を複記ふくきしたる者一人として之を計算すべし

第五十四條 投票の六十日間郡役所又ハ市役所若ハ區役所は保存し期限を經過したる後之を焼棄すべし

第五十五條 選舉に關り訴訟又ハ告訴告發あるときハ第五十三條第五十五條の期限を經過し判決確定に至るまで其の投票を保存すべし

第五十七條 選舉長の撰舉明細書を作り撰舉點檢せんぎょてんけんに關る一切の事項を記載し撰舉委員と共に保存し之を保存すべし

九章 當選人

第五十八條 投票總數の最多數を得たる者の之を當選人とす

投票同數なるときハ生年月の長者を以て當選人とす同年月なる時ハ抽籤ちうせんを以て之を定むべし

第五十九條 當選人定まりたるときハ選舉長の直ニ其の姓名及投票の數を府縣知事ニ届出せし

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるときハ各當選人ニ通知し其の姓名を管内ニ告示すべし

第六十一條 當選人當選の通知を受けたる時ハ其の當選を承諾するや否を府縣知事ニ届出せし

第六十二條 一人よして數選舉區の當選人とありたる者當選の通知を受けたるときハ何れの選舉區の當選を承諾する旨を府縣知事ニ届出べし

第六十三條 當選人其の府縣内ニ在る者ハ十日以内其の府縣外ニ在る者ハ二十日以内ニ當選承諾の届出を爲さざるときハ其の當選を辭したるものと見做すべし

第六十四條 當選人として其の當選を辭し又其の期限内に其の當選の承諾を届出さるときは
府縣知事の選舉の期日を定め其の選舉長に命じ再び選舉を行はしむべし但し第五十八條
第三項の場合に於て抽籤に依り當選を得たる者其の當選を辭し又其の承諾を届出さる
るときは抽籤に依り當選を失ひたる者を以て當選人と定むべし

第六十五條 各選舉區の當選人確定したるときは府縣知事の當選證書を付與し及管内に告
し置き當選人の資格を録して内務大臣に具申すべし

第十章 議員の任期及補闕選舉

第六十六條 議員の任期は四箇年とす但し任期を終りたる後仍選舉に應ずることを得

第六十七條 議員の闕員あるより内務大臣より補闕選舉を開くべき旨を命ぜられたるときは
府縣知事の其の命を受けたる日より二十日以内は闕員の選舉區に限り臨時選舉を行
は補闕議員を選擧せしむべし

第六十八條 補闕議員の任期は前議員の任期に依る

一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長の投票所の秩序を保持し必要なる場合は於ては警察官吏の
處分を付することを得

第七十條 凡て戎器又ハ兇器を携帯する者の投票所に入することを許さず

第七十一條 選舉人ニ非ざる者の投票所に入することを許さず

第七十二條 投票所は於て一切の演説討論及喧譟を涉り又ハ他人の投票を勸誘することを
禁ず

第七十三條 投票所は於て秩序を紊る者あるときハ町村長の之を警戒し其の命に従はざる
ときは之を投票所の外に退出せしむべし

第七十四條 投票所の外に退出せしめたる者の犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に
再び投票所の内に入ることを得

第七十五條 投票所に参會したる選舉人として刑法又ハ此の法律の罰則を犯したる者の投
票することを禁じ其の姓名事由を投票朝細書に記載すべし

第七十六條 票投に關する異議の申立は付町村長の決定に對しては投票所は於て不服を申立

つることを得ず

第七十七條 選舉管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所ハ於て選舉會の參觀を求むる者の總て第六十九條より第七十三條に至るまでの例ハ照シ選舉長之を處分すべし

第十二章 當選訟訴

第七十八條 各選舉區ハ於て當選を失ひたる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認むるときハ當選人を被告とし第六十五條ハ掲けたる當選人の姓名告示の日より三十日以内控訴院ハ出訴することを得

其の期限を経過したる後出訴するも其の効なし

第七十九條 原告人の訴訟狀と共に保證金として金三百圓又ハ之ハ相當する公債證書を控訴院書記局ハ預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合ハ於て裁判言渡の日より七日以内ハ一切の裁判費用を納完せざるときハ保證金より之を控除し仍足らざるときハ之を追徴すべし

第八十一條 同一の當選人ハ對シ二人以上の原告人訴訟を爲したるときハ控訴院ハ一の裁

判言渡書を以て各訴訟人ハ宣告することを得

第八十二條 審判中衆議院解散の命あるときハ控訴院ハ其の訴訟を棄却すべし

第八十三條 原告人訴訟を願下くるときハ同時ハ其の由を新聞紙又ハ其の他の方法を以て公告すべし

第八十四條 控訴院ハ當選訟訴を審判するハ當リ本訴ハ關係する刑法又ハ此の法律の犯罪者ハ對シ直ハ處刑の言渡を爲すことを得但シ此の場合ハ於てハ檢察官をして立會ハせむ

當選訟訴ハ關係せざる場合ハ於ける此の法律の犯罪者の所轄刑事裁判所ハ於て之を裁判す

第八十五條 控訴院ハ於て當選訟訴を判定したるときハ其の裁判言渡書の謄本を内務大臣ハ送付すべし若衆議院開會するときハ併せて之を議長ハ送付すべし

第八十六條 當選訟訴ハ付控訴院の裁判ハ對してハ大審院ハ上告することを得

第八十七條 訴訟の目的たる當選人ハ其の裁判確定ハ至るまで衆議院ハ列席するの權を失

第八十八條 當選訴訟に付本章に規定したるもの、外總て普通の訴訟手續に依る

第十三章 罰則

第八十九條 納税額年齢住所及其他選舉資格に必要なる事項を詐稱し選舉人名簿に記載せられたる者の四圓以上四十圓以下の罰金を處す

第九十條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止す目的を以て直接又は間接に金錢物品手形若し公私の職務を選舉人に授與し又は授與することを約束したる者の五十圓以上五十圓以下の罰金を處す

其の授與又は約束を受けたる者亦同じ

第九十一條 直接又は間接に金錢物品手形若し公私の職務を選舉人に授與し又は授與することを約束して投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者の刑法第二百三十四條の例を以て論ず

其の授與又は約束を受け投票を爲し又は投票を爲さざる者亦同じ

第九十二條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て選舉人に暴行を加へたる者の一月以上六月以下の輕禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 選舉人に暴行を加へて投票を得又は他人に投票を得せしめ若し他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者の三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第十四條 選舉人を強逼し又は投票所若し選舉會場を騷擾し又は投票函を扣留毀壞若し劫奪するの目的を以て多衆を嘯聚したる者の六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者の十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各本刑に一等を加ふ

第九十五條 選舉の際管理者又は立會人に暴行を加へ又は暴行を以て投票所若し選舉會場

又ハ投票函を抑留毀壞若ハ劫奪したる者ハ四月以上四年以下の輕禁錮ニ處シ二百圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者或器又ハ兇器を携帶したるときハ各本刑ハ一等を加ふ

第六十六條 多衆を囂聚して前條の罪ヲ犯したる者ハ重禁獄ニ處す

其の罪を知て囂聚ニ應じ勢を助けたる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮ニ處す

犯罪者或器又ハ兇器を携帶したるときハ各本刑ハ一等を加ふ

第六十七條 演說又ハ新聞紙若ハ其の他の文書を以て人を激唆シ前三條の罪を犯さしめたる者ハ刑法第五條の例ニ依る其の激唆の効なき者モ仍本刑ハ二等又ハ三等を減じ處斷す

第九十八條 戎器又ハ兇器を携帶して投票所若ハ選舉會場ニ入りたる者ハ三圓以上三十圓以下の罰金ニ處す

第九十九條 當選人ニ於て第八十九條より第九十八條ニ至るまでの刑ニ處せられたるときハ其の當選ハ無効トす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條ニ依り選舉人たることを得ざる者投票を爲したるときハ四圓以上四十圓以下の罰金ニ處す

第一百一條 前數條の罪を犯し禁錮以上の刑ニ處せられ又ハ再ハ罰金の刑ニ處せられたる者ハ三年以上七年以下撰舉權及被撰權を停止す

第一百二條 立會人正當の事故なくして此の法律ニ規定したる義務を缺くときハ五圓以上五十圓以下の罰金ニ處す

三條 本章ニ規定したる罰則の外刑法ニ正條あるものハ各其の條ニ依り重きニ從て處斷す

第一百四條 凡て撰舉ニ關する犯罪ハ六箇月を以て期滿免除トす

第一百五條 此の罰則ハ第十一章の各條と共に投票所及選舉會ニ貼示すへし

第十四章 補則

第一百六條 市ニ於てハ一市ハ一の投票所を設け此の法律ニ規定したる投票及選舉の管理ハ市長兼て之を掌るへし

七十七

管理の區長兼て之を掌るへし

前條の場合に於ては市長又ハ區長ハ其の管理する選舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め選擧の期日より三日以前之を本人ニ通知し選舉の當日選舉管理の市役所又ハ區役所ニ參會せしむへし

立會人の投票ハ立會ひ併せて投票を點檢すへし

の場合に於ける選舉明細書の併せて投票の事項を記載すへし

島司と置く地方に於てハ此の法律ニ規定したる選舉長の職務ハ島司之を掌るへし

町村制を施行せざる町村に於てハ此の法律ニ規定したる町村長の職務ハ戸長之を掌るへし

撰擧人名簿調製の初年ニ限り所得税法施行以來第六條第八條ニ規定したる納税額を引續き納完了たる者ハ其の納税資格の期限ニ充つるものと見做すへし

北海道沖繩縣及小笠原島に於てハ將來一般の地方制度を進行するの時ニ至るまで此の法律を施行せず

衆議院議員撰擧法附錄

東京府 議員總數十二人

- 第一區(麴町區麻布區赤阪區)一人
- 第二區(芝區)一人
- 第三區(京橋區)一人
- 第四區(日本橋區)一人
- 第五區(本所區深川區)一人
- 第六區(淺草區)一人
- 第七區(神田區)一人
- 第八區(下谷區本郷區)一人
- 第九區(小石川區牛込區四谷區)一人
- 第十區(東多摩郡南豐島郡)一人
- 第十一區(南足立郡南葛飾郡)一人
- 第十二區(荏原郡伊豆七島)一人

京都市 議員總數七人

- 第一區(上京區)一人
- 第二區(下京區)一人
- 第三區(愛宕郡葛野郡乙訓郡紀伊郡)一人
- 第四區(宇治郡久世郡相樂郡綴喜郡)一人
- 第五區(南桑田郡北桑田郡船井郡天田郡何鹿郡)二人

大阪府 議員總數十八人

- 第一區(西區)一人
- 第二區(東區北區)一人
- 第三區(南區)一人
- 第四區(西成郡東成郡住吉郡)二人
- 第五區(鳴上郡島下郡豐島郡能勢郡)一人
- 第六區(茨田郡交野郡讚良郡河内郡)一人
- 第七區(石川郡八上郡古市郡安宿郡錦郡丹南郡志紀郡丹北郡大縣郡)一人
- 第八區(堺區大島郡泉郡)一人
- 第九區(南郡日根郡)一人

神奈川縣 議員總數七人

第一區(橫濱區)一人●第二區(久良岐郡橘樹郡都筑郡)一人●第三區(南多摩郡西多摩郡北多摩郡)二人●第四區(三浦郡鎌倉郡)一人●第五區(高座郡愛甲郡津久井郡)一人●第六區(住野湖綾郡足柄上郡足柄下郡)一人

兵庫縣 議員總數十二人

第一區(神戸區)一人●第二區(武庫郡菟原郡川邊郡有馬郡)一人●第三區(多紀郡水上郡)一人●第四區(八郡郡明石郡美濃郡)一人●第五區(加古郡印南郡)一人●第六區(加東郡多可郡西郡)一人●第七區(飾東郡飾西郡神東郡神西郡)一人●第八區(揖東郡揖西郡赤穂郡佐用郡)一人●第九區(城崎郡美含郡氣多郡出石郡七美郡二方郡養父郡朝來郡)二人●第十區(津名郡三原郡)一人

長崎縣 議員總數七人

第一區(長崎區)西彼杵郡二人●第二區(東彼杵郡北高來郡)一人●第三區(南高來郡)一人●第四區(北松浦郡壹岐郡石田郡)一人●第五區(南松浦郡)一人●第六區(上縣郡下縣郡)一人

新潟縣 議員總數十三人

第一區(新潟區)西蒲原郡一人●第二區(北蒲原郡東蒲原郡巖船郡)二人●第三區(中蒲原郡)一人●第四區(南蒲原郡)一人●第五區(古志郡三島郡)二人●第六區(刈羽郡)一人●第七區(北魚沼郡南魚沼郡中魚沼郡東頸城郡)二人●第八區(中頸城郡西頸城郡)二人●第九區(雜太郡加茂郡羽茂郡)一人

埼玉縣 議員總數八人

第一區(足立郡新座郡)二人●第二區(入間郡高麗郡橫見郡比企郡)二人●第三區(南埼玉郡)一人●第四區(北埼玉郡大里郡榑羅郡榛澤郡男衾郡)二人●第五區(見玉郡)一人

那賀美那那珂郡秩父郡)一人

群馬縣 議員總數五人

第一區(東群馬郡南勢多郡利根郡北勢多郡)一人●第二區(新田郡山田郡邑樂郡)一人●第三區(佐位郡那波郡綠野郡多胡郡南甘樂郡)一人●第四區(西群馬郡片岡郡吾妻郡)一人●第五區(北甘樂郡碓氷郡)一人

千葉縣 議員總數九人

第一區(千葉郡市原郡)一人●第二區(東葛飾郡印旛郡下埴生郡南相馬郡)二人●第三區(香取郡)一人●第四區(海上郡匝瑳郡)一人●第五區(山邊郡武射郡)一人●第六區(夷隅郡上埴生郡)一人●第七區(望陀郡周准郡天羽郡)一人●第八區(安房郡平郡朝夷郡長狹郡)一人

茨城縣 議員總數八人

第一區(東茨城郡鹿島郡行方郡)二人●第二區(多賀郡久慈郡那珂郡)二人●第三區(西茨城郡)一人●第四區(豐田郡結城郡岡田郡西葛飾郡)一人●第五區(筑波郡新治郡)一人●第六區(信太郡河內郡北相馬郡)一人

栃木縣 議員總數五人

第一區(河內郡芳賀郡)一人●第二區(上都賀郡下都賀郡寒川郡)二人●第三區(安蘇郡足利郡)一人●第四區(鹽谷郡那須郡)一人

奈良縣 議員總數四人

第一區(添上郡添下郡山邊郡廣瀨郡平群郡)一人●第二區(式上郡式下郡宇陀郡十市郡高市郡葛上郡葛下郡忍海郡)二人●第三區(宇智郡吉野郡)一人

三重縣

議員總數七人

第一區(安濃郡一志郡)一人●第二區(三重郡鈴鹿郡菟藝郡河曲郡)一人●第三區(桑名郡員
禮郡明郡)一人●第四區(飯高郡飯野郡多氣郡)一人●第五區(度會郡答志郡英虞郡北牟婁
郡牟婁郡)二人●第六區(阿拜郡山田郡名張郡伊賀郡)一人

愛知縣

議員總數十一人

第一區(名古屋區)一人●第二區(愛知郡)一人●第三區(東春日井郡西春日井郡)一人●第四
區(尾張郡桑名郡)一人●第五區(中嶋郡)一人●第六區(海東郡海西郡)一人●第七區(知多郡)
●第八區(碧海郡幡豆郡)一人●第九區(額田郡西加茂郡東加茂郡)一人●第十區(北設
郡南設樂郡寶飯郡)一人●第十一區(渥美郡八名郡)一人

靜岡縣

議員總數八人

第一區(安倍郡有渡郡)一人●第二區(富士郡庵原郡)一人●第三區(志太郡益津郡)一人●第
四區(榛原郡佐野郡城東郡)一人●第五區(周智郡豐田郡山名郡磐田郡)一人●第六區(上長
郡敷知郡濱名郡引佐郡鹿玉郡)一人●第七區(那賀郡賀茂郡君澤郡田方郡駿東郡)二人

山梨縣

議員總數三人

第一區(西山梨郡北巨摩郡中巨摩郡)一人●第二區(東山梨郡南都留郡北都留郡)一人●第三
區(東九代郡西八代郡南巨摩郡)一人

滋賀縣

議員總數五人

第一區(滋賀郡高嶋郡)一人●第二區(甲賀郡野洲郡栗太郡)一人●第三區(犬上郡愛知郡神
崎郡蒲生郡)二人●第四區(西淺井郡東淺井郡伊香郡阪田郡)一人

岐阜縣

議員總數七人

第一區(厚見郡方縣郡各務郡)一人●第二區(不破郡安八郡)一人●第三區(海西郡下石津郡
多藝郡上石津郡羽栗郡中島郡)一人●第四區(大野郡池田郡本巢郡席田郡山縣郡)一人●第
五區(武儀郡郡上郡)一人●第六區(加茂郡可兒郡土岐郡惠那郡)一人●第七區(大野郡益田
郡吉城郡)一人

長野縣

議員總數八人

第一區(上水內郡更級郡)一人●第二區(下水內郡上高井郡下高井郡)一人●第三區(小縣
郡埴科郡)一人●第四區(西筑摩郡東筑摩郡南安曇郡北安曇郡)二人●第五區(南佐久郡北佐
久郡)一人●第六區(上伊那郡諏訪郡)一人●第七區(下伊那郡)一人

宮城縣

議員總數五人

第一區(仙臺區名取郡宮城郡)一人●第二區(柴田郡刈田郡伊具郡亘理郡)一人●第三區(黒
加美郡志田郡玉造郡遠田郡)一人●第四區(栗原郡登米郡)一人●第五區(桃生郡牡鹿郡
鹿角郡)一人

福島縣

議員總數七人

第一區(信夫郡伊達郡)一人●第二區(安達郡安積郡)一人●第三區(田村郡巖瀨郡東白川郡
白河郡石川郡)二人●第四區(南會津郡北會津郡大沼郡耶麻郡河沼郡)二人●第五區(菊多
郡磐前郡磐城郡檜葉郡標葉郡行方郡宇都郡)一人

巖手縣

議員總數五人

第一區(南巖手郡北巖手郡紫波郡二戸郡)一人●第二區(東閉伊郡中閉伊郡北閉伊郡南九戸
郡北九戸郡)一人●第三區(稗貫郡東和賀郡西和賀郡西閉伊郡南閉伊郡)一人●第四區(江刺
郡膽澤郡氣仙郡)一人●第五區(西磐井郡東磐井郡)一人

青森縣

議員總數四人

第一區(東津輕郡上北郡下北郡三戶郡)二人●第二區(北津輕郡南津輕郡)一人●第三區(中津輕郡西津輕郡)一人

山形縣

議員總數六人

一區(南村山郡東村山郡西村山郡)二人●第二區(東置賜郡南置賜郡西置賜郡)一人●第三區(飽海郡西田川郡東田川郡)二人●第四區(最上郡北村山郡)一人

秋田縣

議員總數五人

一區(南秋田郡)一人●第二區(山本郡北秋田郡鹿角郡)一人●第三區(河邊郡山利郡)一人●第四區(仙北郡平鹿郡雄勝郡)二人

福井縣

議員總數四人

一區(足羽郡大野郡)一人●第二區(吉田郡坂井郡)一人●第三區(南條郡今立郡丹生郡)一人●第四區(三方郡遠敷郡大飯郡敦賀郡)一人

石川縣

議員總數六人

第一區(金澤郡石川郡)二人●第二區(能美郡江沼郡)一人●第三區(河北郡羽咋郡鹿嶋郡)二人●第四區(鳳至郡珠洲郡)一人

富山縣

議員總數五人

第一區(上新川郡婦負郡)二人●第二區(下新川郡)一人●第三區(射水郡)一人●第四區(蠡波郡)一人

島根縣

議員總數三人

第一區(邑美郡法美郡巖井郡八上郡八東郡智頭郡)一人●第二區(高草郡氣多郡河村郡久米郡)一人●第三區(汗入郡會見郡日野郡)一人

八橋郡)一人●第三區(汗入郡會見郡日野郡)一人

島根縣

議員總數六人

第一區(島根郡秋鹿郡意宇郡)一人●第二區(能義郡仁多郡大原郡飯石郡)一人●第三區(出雲郡備前郡神門郡)一人●第四區(邇摩郡安濃郡邑智郡)一人●第五區(那賀郡美濃郡鹿足郡)一人●第六區(周吉郡穩地郡海士郡知夫郡)一人

岡山縣

議員總數八人

第一區(岡山區御野郡上道郡邑久郡兒島郡)二人●第二區(津高郡赤阪郡粟梨郡和氣郡)一人●第三區(都宇郡窪屋郡賀陽郡下道郡)一人●第四區(淺口郡小田郡後月郡)一人●第五區(川上郡哲多郡阿賀郡)一人●第六區(真島郡大庭郡西條郡西北條郡東南條郡東北條郡)一人●第七區(勝北郡勝南郡吉野郡英田郡久米北條郡久米南條郡)一人

廣島縣

議員總數十八人

一區(廣島區安藝郡)二人●第二區(佐伯郡)一人●第三區(沼田郡高宮郡山縣郡)一人●第四區(高田郡三次郡三谿郡)一人●第五區(加茂郡)一人●第六區(豐田郡)一人●第七區(御世羅郡)一人●第八區(深津郡沼隈郡安那郡)一人●第九區(蘆田郡品治郡神石郡甲奴郡)一人●第十區(三上郡惠蘇郡)一人

山口縣

議員總數七人

第一區(吉敷郡美禰郡厚狹郡佐波郡)二人●第二區(阿武郡見島郡大津郡)一人●第三區(赤間關區豐浦郡)一人●第四區(都濃郡熊毛郡大島郡)二人●第五區(玖珂郡)一人

和歌山縣

議員總數五人

第一區(和歌山區名草郡海部郡有田郡)二人●第二區(伊都郡那賀郡)一人●第三區(日高郡)一人

和歌山縣

議員總數五人

第一區(和歌山區名草郡海部郡有田郡)二人●第二區(伊都郡那賀郡)一人●第三區(日高郡)一人

和歌山縣

議員總數五人

香川縣(東牟婁郡)二人

德島縣

議員總數五人

第一區(名東郡勝浦郡)一人●第二區(那賀郡海部郡)一人●第三區(名西郡阿波郡麻植郡)一人●第四區(板野郡)一人●第五區(美馬郡三好郡)一人

香川縣

議員總數五人

第一區(香川郡山田郡小豆郡)一人●第二區(大內郡寒川郡三木郡)一人●第三區(鵜足郡阿波郡)一人●第四區(多度郡那珂郡)一人●第五區(豐田三野郡)一人

愛媛縣

議員總數七人

第一區(温泉郡和氣郡風早郡野間郡久米郡伊豫郡下浮穴郡)二人●第二區(越智郡桑村郡同郡)一人●第三區(喜多郡上浮穴郡)一人●第四區(新居郡宇摩郡)一人●第五區(西宇和郡)一人●第六區(南宇和郡北宇和郡)一人

高知縣

議員總數四人

第一區(土佐郡長岡郡)一人●第二區(幡多郡高岡郡吾川郡)二人●第三區(香美郡安藝郡)一人

高知縣

議員總數九人

第一區(福岡區恰土郡志摩郡早良郡)一人●第二區(糟屋郡宗像郡那珂郡御等郡席田郡上座郡下座郡夜須郡)二人●第三區(遠賀郡鞍手郡嘉麻郡穂波郡)一人●第四區(御井郡御原郡山本郡生野郡竹野郡)一人●第五區(三潞郡上妻郡下妻郡)一人●第六區(山門郡三池郡)一人●第七區(企救郡田川郡)一人●第八區(京都郡仲津郡築城郡上毛郡)一人

福岡縣

議員總數六人

第一區(大分郡)一人●第二區(北海部郡南海部郡)一人●第三區(大野郡直入郡)一人●第四區(速見郡玖珠郡日田郡)一人●第五區(西國東郡東國東郡)一人●第六區(下毛郡宇佐郡)一人

大分縣

議員總數六人

第一區(佐賀郡神崎郡小城郡基肄郡養父郡三根郡)二人●第二區(東松浦郡西松浦郡)一人●第三區(杵島郡藤津郡)一人

佐賀縣

議員總數四人

第一區(熊本區他田郡託麻郡宇土郡)二人●第二區(玉名郡)一人●第三區(山鹿郡山本郡菊池郡阿蘇郡)二人●第四區(上益城郡下益城郡)一人●第五區(八代郡葦北郡球磨郡)一人●第六區(天草郡)一人

熊本縣

議員總數八人

第一區(宮崎郡北那珂郡南那珂郡兒湯郡)一人●第二區(北諸縣郡西諸縣郡東諸縣郡)一人●第三區(東臼杵郡西臼杵郡)一人

宮崎縣

議員總數三人

第一區(鹿兒島郡嶺山郡北大隅郡熊毛郡敷謨郡)一人●第二區(給黎郡抵宿郡類娃郡川邊郡)一人●第三區(日置郡阿多郡)一人●第四區(高城郡出水郡南伊佐郡薩摩郡既嶋郡)一人●第五區(薩州郡始良郡榮原郡西贈嶽郡北伊佐郡)一人●第六區(南諸縣郡南大隅郡肝屬郡東贈嶽郡)一人●第七區(大島郡)一人

鹿兒島縣

議員總數七人

會計法

會計法

第一章 總則

第一條 政府の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日まで終る

一 會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

二 歳入税及其他一切の收納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出の總豫算を編入すべし

三 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費を充つることを得ず

第四條 各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得ず

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし

第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中より於て之を款項に區分す

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ會計法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 逓信大臣 伯爵榎本武揚

へし

一 總豫算の帝國議會參考の爲に左の文書を添附すべし

第一 各省の豫定經費要求書但し各項中各目の明細を記入すべし

第二 其の年三月三十一日を終りたる會計年度の歳入歳出現計書

第七條 豫算中に設くべき豫備費は左の二項に分つ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金の避くへからざる豫算の不足を補ふものとす

第二豫備金の豫算外に生じたる必要の費用を充つるものとす

第八條 豫備金を以て支辨したるもの年度の経過後帝國議會は提出し其の承諾を求むるを

要す

第九條 毎年度大藏省證券發行の最高額の帝國議會の協賛を経て之を定む

第三章 收入

第十條 租税及其他の歳入の法律命令の規程に從ひ之を徵收すへし
法律命令に依り當該官吏の資格ある者非されの租税を徵收し又の他の歳入を收納
するを得ず

第四章 支出

一 條 毎會計年度に於て政府の經費を充つる所の定額に其の年度の歳入を以て之を支
かすへし

二 條 國務大臣の豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又の各項の金額を彼此流用
しを得ず

國務大臣の其所管に屬する收入を國庫に納むへし直之を使用することを得ず

第十三條 國務大臣の其所管定額を使用する爲に國庫に向ひて仕拂命令を發すへし但し
別に定むる所の規程に從ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得

第十四條 國庫に法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すことを得ず

第十五條 國務大臣の政府に對し正當なる債主たる其の代理人の爲に非ざれば

命令を發することを得ず

左の諸項の經費は限り國務大臣の主任の官吏に委任し又の政府の命したる銀行に委任し
て現金支拂を爲さしむる爲に現金前渡の仕拂命令を發することを得

第一 國債の元利拂

第二 軍隊軍艦及官船に屬する經費

第三 在外各廳の經費

第四 前項の外總て外國に於て仕拂を爲す經費

第五 運輸通信の不便ある内國の地方に於て仕拂を爲す經費

第六 廳中常用雜費として一箇年の総費額五百圓を滿たさるもの

第七 場所の一定せざる事務所の經費

第八 各廳に於て直接に從事する工事の經費但し一主任官に付三千圓までを限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を経て政府より帝國議會に提出する総決算の総豫算と同一の

様式を用ひ左の事項の計算を明記すべし

歳入の部

歳入豫算額

認定済歳入額

収入済歳入額

収入未済歳入額

歳出の部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條の総決算の會計検査院の検査報告と俱ふ左の文書を添附すべし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府の負債として其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内は債主より支出の請求

ハ仕拂の請求を爲さざるものハ期滿免除として政府ハ其の義務を免るゝものとす但し

特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものハ各其の定むる所ハ依る

第十九條 政府ハ納むべき金額として其の納むべき年度經過後滿五箇年内ハ上納の告知を

受けざるものハ其の義務を免るゝものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定め

たるものハ各其の定むる所ハ依る

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外収入及定額戻入

第二十條 各年度は於て歳計ハ剩餘あるときハ其の翌年度の歳入ハ繰入るべし

第二十一條 豫算ハ於て特に明許せたるもの及一年度内ハ終るべき工事又ハ製造よして避

くべからざる事故の爲メ事業を遅延し年度内ハ其の經費の支出を終らざりしものハ之を

翌年度に繰越し使用することを得

第二十二條 敷年を期して竣功すべき工事製造及其の他の事業として繼續費として總額を定めたるもの毎年度の仕拂残額を竣功年度まで逐次繰越使用することを得

第二十三條 賦拂過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年度に屬する収入及其の他一切豫算外の収入の總て現年度の歳入に組入るべし但し法律勅令は依り前金返納算渡繰番拂を爲したる場合に於ける返納金の各々之を仕拂ひたる経費の定額に戻入るゝことを得

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

第十四條 法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又の物件の賣買貸借の總て公告して競争を付すべし但し左の場合に於ては競争を付せず隨意の約定を依ることを得べし

第一 一人又の二會社にて專有する物品を買入れ又の借入るとき

第二 政府の所爲を秘密すべき場合に於て命ずる工事又の物品の賣買貸借を爲すとき

第三 非常急遽の際工事又の物品の買入借入を爲すに競争を付する暇なきとき

第四 特種の物質又の特別使用の目的あるより生産製造の場所又の生産者製造者より直接に物品の買入を要するとき

第五 特別の技術家を命ずるに非ざれば製造し得へからざる製造品及機械を買入るとき

第六 土地家屋の買入又の借入を爲すに當り其の位置又の構造等に限ある場合

第七 五百圓を超へざる工事又の物品の買入借入の契約を爲すとき

第八 見積價格二百圓を超えざる動産を買拂ふとき

第九 軍艦を買入るとき

第十 軍馬を買入るとき

第十一 試験の爲に工作製造を命じ又の物品を買入るとき

第十二 慈善の爲に設立せる教育所の貧民を傭役し及其の生産又の製造物品を直接に買入るとき

第十三 囚徒を鑑役し又囚徒の製造物品を直接に買入るべき及政府の設立に關する農工業場より直接に其の生産又製造物品を買入るべき

第十四 政府の設立したる農工業場又熱意教育に係る各所の生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふとき

第十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工業製造又物件買入の爲に前金拂を爲すことを得ず

第九章 出納官吏

第十六條 政府に屬する現金若し物品の出納を掌る所の官吏に其の現金若し物品の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くべし

第十七條 前條の官吏水災盜難又其の他の事故に由り其の保管する所の現金若し物品を紛失毀損したる場合は於て其の保管上避け得へからざりし事實を會計検査院に證明し責任解除の判決を受くるは非され其の負擔の責を免るることを得ず

第二十八條 現金又し物品の出納を掌るは付身元保證金を納めしむることを要するもの勅令を以て之を定むべし

第二十九條 仕拂命令の職務に現金出納の職務を相兼ねることを得ず

第十章 雜則

第三十條 特別の須要に因り本法に準據し難きものあるとき特別會計を設置することを得

特別會計を設置するは法律を以て之を定むべし

第三十一條 政府の國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

第十一章 附則

第三十二條 本法の條項帝國議會に關涉せざるもの明治二十三年四月一日より施行し其の關涉するもの帝國議會開會の時より施行す

決算に係る條項に帝國議會の議定を経たる年度の歳計より施行す

第三十三條 本法の條項と抵觸する法令の各其の條項施行の日より廢止す

貴族院令

第一條 貴族院の左の議員を以て組織す

一 皇族

二 公侯爵

三 伯子男爵各、其の同爵中より選舉せられたる者

四 國家に勤勞あり又ハ學識ある者より特ニ勅任せられたる者

五 各府縣に於て土地或ハ業工商業に付多額の直接國税を納むる者の中より二人を互ニ撰じて勅任せられたる者

第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す

第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳に達したるときは議員たるへし

第四條 伯子男爵を有する者よして滿二十五歳に達し各、其の同爵の撰み當りたる者ハ七箇年の任期を以て議員たるへし其の撰選に關る規則ハ別ニ勅令を以て之を定む

前項議員の數ハ伯子男爵各、總數の五分の一を超過すへからず

第五條 國家に勤勞あり又ハ學識ある滿三十歳以上の男子よして勅任せられたる者ハ終身

朕大日本帝國憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス此ノ勅令ヲ實施スルノ時期ハ朕カ更ニ命スル所ニ依ルヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
樞密院議長 伯爵伊藤博文
外務大臣 伯爵大隈重信
海軍大臣 伯爵西郷從道
農商務大臣 伯爵井上馨
司法大臣 伯爵山田顯義
大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
陸軍大臣 伯爵大山巖
文部大臣 伯爵森有禮
逓信大臣 伯爵榎本武揚

議員たるへし

第六條 各府縣は於て滿三十歳以上の男子よして土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人の中より一人を互撰し其の撰に當り勅任せられたる者の七箇年の任期を以て議員たるへし其の撰擧に關る規則は勅令を以て之を定む

七條 國家に勳勞あり又は學識ある者及各府縣は於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者より勅任せられたる議員の有符議員の數に超過することを得ず

八條 貴族院は天皇の諮詢に應へ華族の特權に關る條規を議決す

九條 貴族院は其の議員の資格及撰擧に關る争訟を判決す其の判決に關る規則は貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふへし

第十條 議員よして禁錮以上の刑に處せられ又は身代限の處分を受けたる者あるときは勅命を以て之を除名すへし

貴族院は於て懲罰に由り除名すべき者の議長より上奏して勅裁を請ふへし
除名せられたる議員は更は勅許あるは非されり再び議員とあることを得ず

第十一條 議長副議長の議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるべし
 被選議員として議長の副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就くべし
 第十二條 此の勅令に定むるもの、外の總て議院法の條規に依る
 第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又の増補するるときは貴族院の議決を経べし

大日本帝國憲法註解

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ貴族院又衆議院成立ノ日ヨリ各本法ニ依リ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

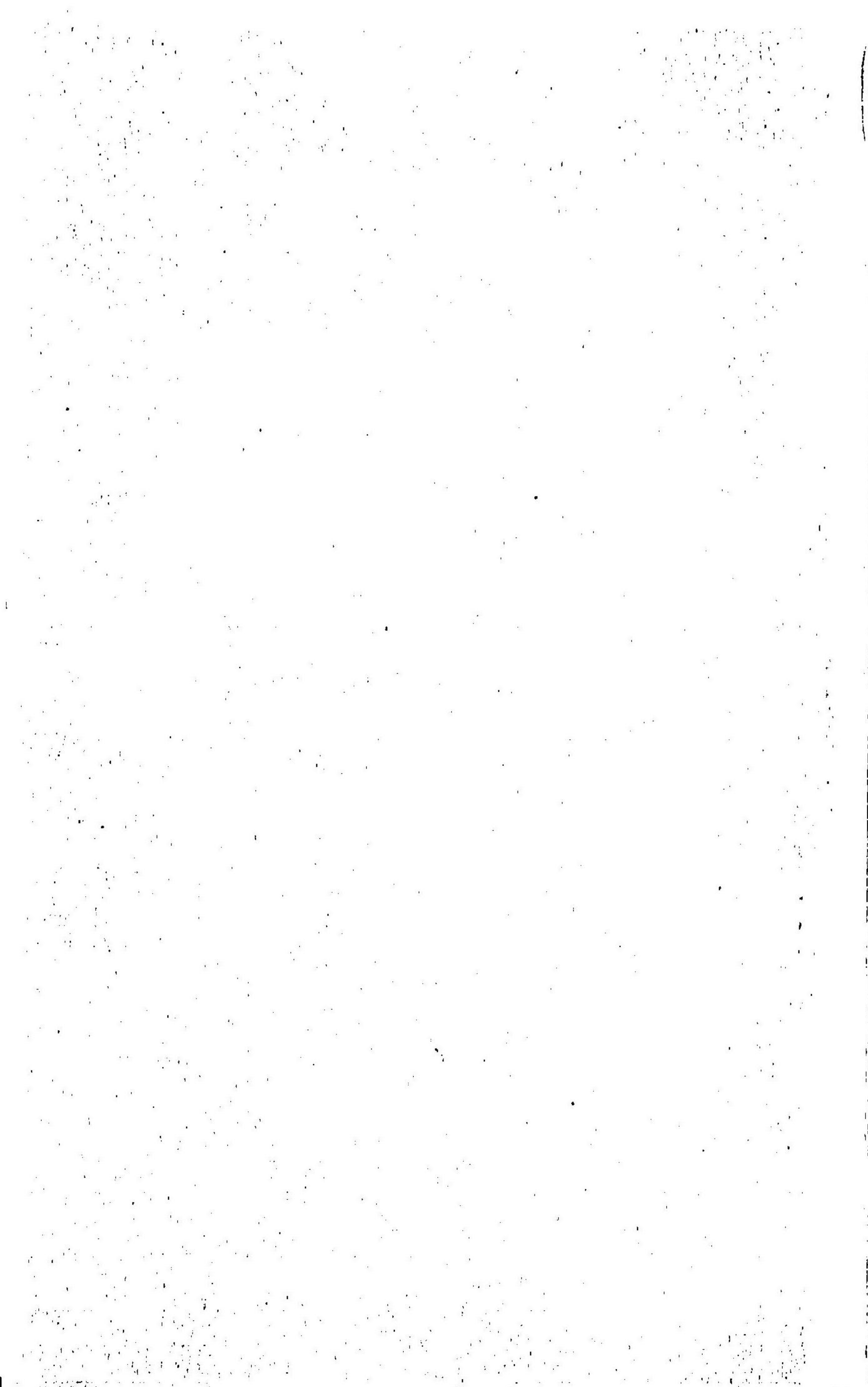
- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 子爵森有禮
- 遞信大臣 子爵榎本武揚

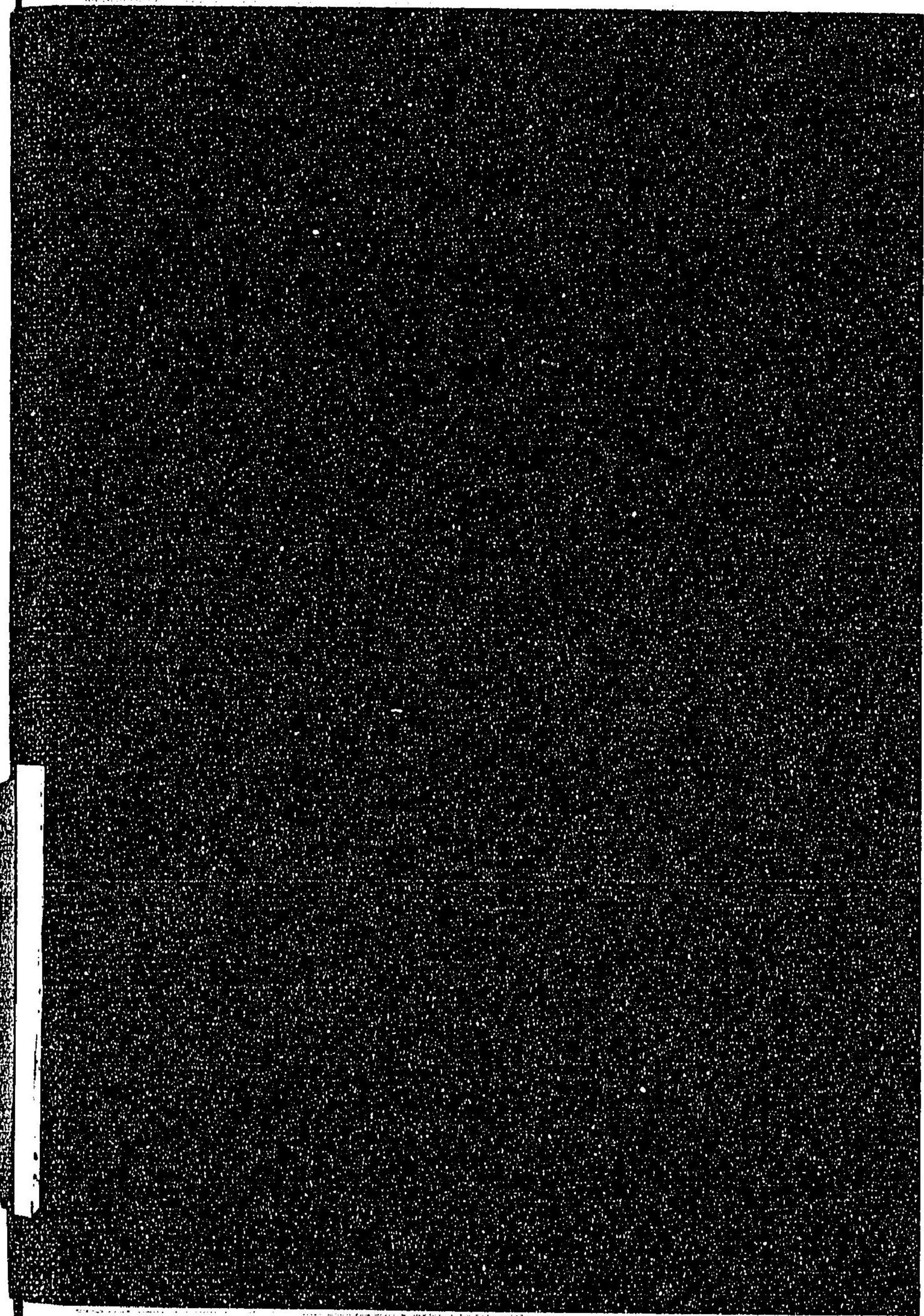
昭和二十二年三月十日印刷

著者 鈴木金次郎
日本橋区元町二丁目五番地

神田区本町二丁目三番地

印刷者 鈴木金輔





特14
497

大日本帝国憲法註釈

殿木三郎

国立国会図書館

031683-000-9

特14-497

大日本帝国憲法註釈

殿木 三郎 / 著

M22

BBE-0310

